

消費者問題をよむ・しる・かんがえる

ウェブ版

国民生活 6

NO.154 (2025)

特集 改正消費生活用製品安全法の 施行まで 6 カ月

－ 海外事業者や乳幼児向けのおもちゃに対する
新たな規制がスタートします－

特集 1	改正消費生活用製品安全法の概要	1
特集 2	ネット購入の際や廃棄時の注意点－事故情報分析結果から－	5
消費者問題アラカルト	不適切な No.1 表示・高評価％表示に惑わされないために	9
消費生活相談員が 知っておきたい裁判手続	民事裁判手続のデジタル化（民事訴訟）	13
化粧品を選ぶ前に 知っておきたい知識	スキンケア化粧品	16
消費者教育実践事例集	群馬県委託事業「消費者被害防止のための 地域見守り力アップ講座」に取り組んで	20
気になるこの用語	教育と AI	22
暮らしの法律 Q&A	未成年者契約の取消しを通知した後に商品が滅失した場合は？	24
暮らしの判例	マルチ商法の仕組みで出資勧誘に関わった者らの損害賠償責任 が認められた事例	25
誌上法学講座 （最終回）多重債務に関する法律	生活再建のための債務整理	29

特集 1

改正消費生活用製品安全法の概要



経済産業省 産業保安・安全グループ 製品安全課

製品安全4法

経済産業省製品安全課は、消費者が日常生活を送るうえで必要となる身のまわりの製品（消費生活用製品）で発生する事故から消費者を守るため、消費生活用製品安全法、ガス事業法、電気用品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の4つの法律に基づき、事業者からの問合せ対応や届出受付、法令違反・疑義案件への対応等、法執行を担当しています。これら4つの法律は、同様の法体系となっているため、まとめて「製品安全4法」と総称しています。製品安全4法では、消費生活用製品の市場投入前に、事業者に対して製品の安全性に関する技術基準への適合等を求める「事前規制」と、市場投入後に、事故への対応やリコール（無償修理や製品回収等）等を求めるといった「事後規制」の2つの側面から措置を行っています。

まず、事前規制として、製品安全4法では、危害発生のおそれがある製品（特定製品等：家電やガス機器等、計494品目〔2025年6月時点〕）を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準じゆんしゆの遵守を義務付けています。製造・輸入事業者は、技術基準に適合した製品にPSマークを表示することができ、販売事業者はPSマークがない特定製品等を販売することができません。

次に、事後規制として、製造・輸入事業者は、死亡や火災といった重大製品事故の発生を認知してから10日以内に消費者庁に報告することが

義務付けられています。これは事故情報の迅速な収集と公表、国による事故調査等によって、その後の同種の事故の再発防止につなげていくことを目的に、消費生活用製品安全法に基づき2007年から運用開始されたものです。

製品安全4法では、このように事前規制と事後規制を組み合わせることで製品事故を防ぐための取組を行っています。

製品安全を取り巻く最近の状況

近年、インターネット取引の拡大に伴って様々な製品が国内市場に流通しやすくなるなかで、海外から安全性の確認できない製品が流入し、子供用の製品で事故が発生するなど、国内の消費者の生命・身体の安全の確保が困難となる事態が顕在化し、制度的措置の必要性が指摘されていました。特に、海外の事業者が日本国内の消費者に直接製品を販売する商流（生産者が生産した商品を卸売業者や小売業者をとおして消費者の手元へ届けるまでの流れ）において、従前の製品安全4法では製品の安全に責任を有する者が明確ではない点や、欧米等多くの諸外国では玩具に関する安全規制が導入されている一方で、日本では一部の製品を除き子供用製品に対する規制が存在しない点の2つの課題がありました。そこで、2024（令和6）年の通常国会において、これらの課題に対処するため、製品安全4法の改正案が提出され、可決・成立しました（消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律〔令和

特集1 改正消費生活用製品安全法の概要

6年法律第67号]。改正法の概要：図1)。改正法は2025年12月25日に施行されます。

インターネット取引の拡大への対応

前述の法改正において、オンラインモール等を通じて特定製品等を国内の消費者に直接販売する海外事業者(特定輸入事業者：図2)について、製品安全4法の規制対象として明確化しました。これにより、当該海外事業者には、国内管

理人の選任及び届出が可能となりました。

国内管理人

国内管理人は、製品安全4法上、海外事業者のいわば代理人として、日本国内における特定製品等の安全性の確保に一定の責任を有する者と位置づけました。特定輸入事業者に対しては、国内管理人として適切な業務遂行ができる者のみ

が選任されるよう、国内管理人の基準(国内に住所を有すること、日本語での意思疎通ができること、海外事業者と国内管理人が必要事項を定めた契約関係にあること等)への適合を求めています(図3)。また、国内管理人に対しては、特定輸入事業者は海外にいることに鑑み、特定輸入事業者との連絡体制を定期的に把握し、実効性や迅速性を担保する観点から報告を求めるとともに、特定輸入事業者との契約を解除する場合には、国内管理人の未選任状態を防止するため事前に報告を求めることとしました。今後、法の執行を通じ、国内管理人が基準に適合し、その義務を適切に果たしていることを確認することで、海外から国内の消費者に直接販売される製品の安全確保に努めてまいります。

図1 消費生活用製品安全法等(※)の一部を改正する法律の概要

※消費生活用製品安全法(消費法)、ガス事業法(ガス法)、電気用品安全法(電安法)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)

・令和6年6月25日公布
・令和7年12月25日施行

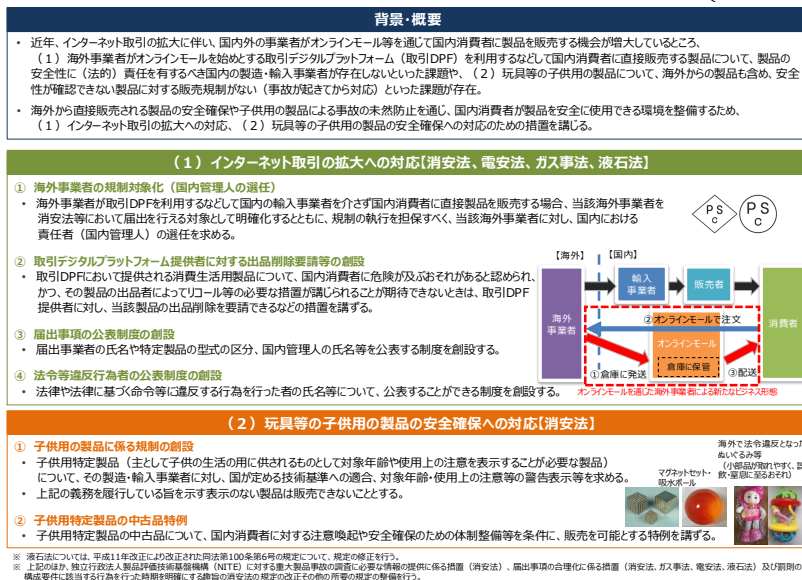
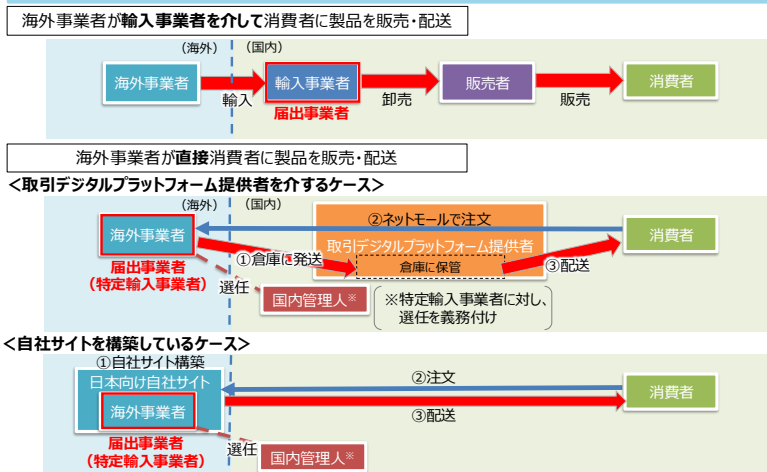


図2 新たな規制の対象者(特定輸入事業者)について

- PSマーク対象製品を国内消費者に直接販売する**海外事業者**について、**特定輸入事業者**として、(現行の製造・輸入事業者と同様に) **届出を可能**とし、**技術基準への適合等を義務**付けた。



※図1～6はすべて経済産業省作成

https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/2025Jan_block_setumei.pdf

取引デジタルプラットフォーム

特定輸入事業者が行う流通形態の多くは、取引デジタルプラットフォーム(以下、取引DPF)等の取引の場を利用して行われます。取引デジタルプラットフォーム提供者(以下、取引DPF提供者)は、一般

特集1 改正消費生活用製品安全法の概要

消費者と距離が近い存在であり、当該機能を停止することなどによって比較的容易かつ効果的に問題のある製品の流通の拡大を防止することが可能であることから、当該取引IDPF提供者に対しても一定の対応を求めることとしました(図4)。これに加えて、取引IDPFを利用する一般消費者への危害の発生のおそれがある場合には、国は出品削除に係る要請ができる規定を創設しました。

玩具等の子供用製品の安全確保への対応

今般の法改正によって、「子供用特定製品」という新たな規制の枠組みを創設しました(図5)。

図3 国内管理人に係る義務

- 国内管理人は、「日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者」と定義し、製品安全4法上、海外事業者のいわば代理人として、**検査記録の写しの保存義務、報告徴収等の対象とする**とともに、日本国内における特定製品の安全性の確保に一定の責任を有するものと位置づけた。
- 特定輸入事業者は海外にすることに鑑み、国内管理人に対し、**特定輸入事業者との連絡体制を定期的に把握し、実効性や迅速性を担保する観点から報告を求める**とともに、国内管理人の未選任状態を防止するため、**特定輸入事業者との契約を解除する場合には事前に報告を求める**こととした。

<義務>

- ① 検査記録の写し(特別特定製品の場合は、適合性検査に係る証明書の写しも)の保存義務[法第11条第3項(法第12条第3項後段)]
 - ② 報告徴収、立入検査及び製品提出命令の受忍義務(法第40条、第41条、第42条)
- ※これらに違反した場合は、国内管理人に対する罰則や、その特定輸入事業者に対する表示の禁止が適用される。

<国内管理人に求められる報告>

- ① 特定輸入事業者が届出を行った日から一年経過すると、国内管理人に報告を求める。
(報告事項) ①届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス、②連絡体制
- ② 国内管理人が特定輸入事業者との契約を解除する場合には、契約の解除を行う日の前日から起算して三十日目の日までに、申し出る必要がある。

図4 取引IDPF(デジタルプラットフォーム)提供者の範囲及び責任

- 製品安全4法の対象となる取引IDPFは、**インターネットモール又はインターネットオークションを想定**。取引IDPF又はその提供者が日本に所在するか、海外に所在するかを問わず、**日本の消費者向けに取引の場を提供しているか**で判断。
- 「**日本の消費者向けに取引の場を提供しているか**」については、**日本語で記述されたウェブサイト**であるか、**日本への配送方法を確保しているか**、**日本円での価格表記があるか**など、**様々な要素を総合的に勘案して判断**。
- 国は、取引IDPFを利用する一般消費者への危害発生のおそれがある場合に、出品削除に係る要請ができる規定を創設。また、取引IDPF提供者に対し、以下の責務を規定。

<取引IDPF提供者の責務等>

(要請)

- 危害防止要請(出品削除等に係る要請)に係る必要な措置(法第32条の3、第39条の2)

(責務)

- 製造・輸入事業者等が危害防止命令を受けてとる措置への協力(法第32条の2、第38条第3項)
- 製造・輸入事業者が製品回収等をする際にとる措置への協力(法第38条第2項)
- 小売販売事業者等が行う情報収集及び消費者への情報提供に係る協力(法第34条第2項)
- 重大製品事故の製造・輸入事業者等への通知(法第34条第4項)

子供用特定製品とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であって、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められる製品のことをいいます。具体的な規制対象製品として、2024年12月に公布した改正消費生活用製品安全法施行令において、乳幼児用玩具及び乳幼児用ベッドを規定しました。乳幼児用玩具とは、3歳未満の乳幼児向けであり、遊戯に使用することを目的として設計したもの(玩具であるもの)です。子供用特定製品として指定している製品の製造・輸入事業者には、当該製品について、国が定める技術基準に適合することのほか、対象年齢等の使用上の

注意表示を付することが義務付けられます。また、製品に表示する対象年齢は、使用年齢基準に沿って、合理的な根拠に基づいて定める必要があります。乳幼児用ベッドは、既に特別特定製品として規制対象に指定されていますが、今般、子供用特定製品にも併せて指定されました。

改正法が施行される2025年12月25日以降に製造、輸入される乳幼児用玩具については、新たに規定する丸型の「子供PSCマーク」(図6)が表示された製品でなければ販売することができません。乳幼児用ベッドについては、旧マークを菱形の子供PSCマーク(図6)に貼り替える必要があり、旧マーク製品(子供PSCマークが付されていない製品)は、改正法が施行される2025年12月25日から1年3ヶ月の経過措置期間の後、2027年3月25日以降は販売することができなくなります。

2025年12月の施行に向け、事業者には必要な対応をとっていただ

特集1 改正消費生活用製品安全法の概要

るよう、また消費者には子供PSCマークを確認のうえ、安全な商品を選択いただけるよう、改正内容の周知に取り組んでまいります。そのうえで、子供の製品事故の態様、諸外国における規制の状況等を踏まえ、前述の2品目に加え、その他の製品についても、子供用特定製品として規制する必要性について引き続き検討してまいります。

周知活動

前述の法改正による制度・措置については、国

図5 子供用特定製品への製品の追加

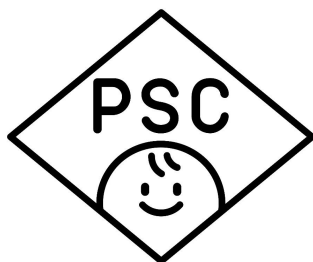
特定製品の区分		必要なマーク
特別特定製品	携帯用レーザー応用装置 浴槽用温水循環器 ライター	
特別特定製品以外の特定製品	家庭用の圧力なべ及び圧力がま 乗車用ヘルメット 登山用ロープ 石油給湯機 石油ふろがま 石油ストーブ 磁石製娯楽用品 吸水性合成樹脂製玩具	
令和6年12月 子供用特定製品に 2品目を追加	特別特定製品かつ子供用特定製品 乳幼児用ベッド	 ※令和9年3月までは経過措置期間として、  を付すことで販売可能。
	特別特定製品以外の子供用特定製品 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）	

＜改正消費生活用製品安全法＞
第2条（略）
2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。
3 （略）
4 この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。
＜消費生活用製品安全法施行令＞
別表第1
三 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）
十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

図6 子供用特定製品のマーク

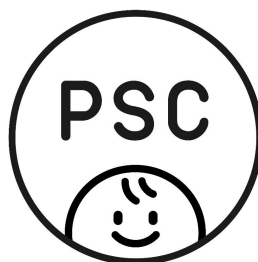
乳幼児用ベッド	乳幼児用玩具
● 子供用特定製品の技術基準適合義務の履行及び警告表示義務の履行を示すマークとして、子供の両親、祖父母、保育施設従事者等の消費者や、販売事業者も含む幅広い関係者が、一目見てイメージの湧きやすいマークとして、以下のマークを新設。	

＜子供PSCマーク（技術基準省令別表第8、9）＞



子供用特定製品かつ特別特定製品

乳幼児用ベッド



子供用特定製品かつ特定製品

乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）

内外の事業者が新たな規制対象となることから、分かりやすいコンテンツの掲載（製品安全施策に関するウェブサイトの改修、製品安全4法及び今回の改正法に関する解説動画の作成等）や多言語での情報発信を進めています。前述のとおり、今般の法改正では新たな制度を複数盛り込んでおり、その実効性を確保するためには措置の内容について、関係する事業者や消費者の皆様に御理解いただくことが不可欠です。また、当省では、全国の経済産業局を通じ、2024年秋以降、地域ブロックごとのオンライン説明会を計18回開催し、のべ3,000名を超える方に参加いただきました。今後も、ポイントを絞った分かりやすい資料・コンテンツの整備、広報展開等を通じて新たな制度について広く御理解・御対応いただけるよう、円滑な施行に向けて、粘り強く丁寧に説明・周知してまいります。

なお、改正法に関して、既に多くの問合せをいただいております。よくある問合せについてはQA形式で掲載しておりますので、ぜひご覧ください*。

まとめ

製品安全は、国による法執行や関連制度の運営管理のみによるのではなく、安全の確保を第一として消費者の信頼に応えようとする事業者の絶え間ない努力や、安全リテラシーのある消費者の行動、そして全国の自治体で活動されている消費生活相談員、消費者行政担当職員等、皆様の努力によって支えられています。今後とも製品安全行政への御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

* 経済産業省「製品安全4法改正に関するFAQ」
https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/gangu_faq_2.pdf

特集 2

ネット購入の際や廃棄時の注意点 —事故情報分析結果から—



独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター

ネット購入品の事故の現状

インターネットショッピングは自宅で手軽に欲しい商品が購入できることから、今日多くの人が利用されています。ところで、インターネットショッピングを利用するとき、皆様は何を基準にしているでしょうか。実店舗での販売価格に対して「安さ」を基準に購入される方も多いかと思いますが、実はその商品、低価格と引き換えに安全性が確保されていないかもしれません。

2014年度から2023年度までの10年間に独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)に通知された製品事故では、インターネットで購入した製品(以下、ネット購入品)による事故が1617件あり、ネット購入品による事故の割合は年々増加傾向にあります。また、近年海外の事業者が国内の輸入事業者を介さずにインター

ネット販売するケースが多くなっており、製品起因の火災等の事故も発生しています(写真1)。

図1は、NITEが受け付けた製品事故情報のうち、2014年度から2023年度までの10年間に発生した事故について、製品の購入方法が判明したものを分類したグラフです。ネット購入された製品による事故の割合は、2016年度までは10%未満でしたが、その後年々増加し、2022年度以降は約30%を占める状況となっています。

ネット購入品による事故のうち、販売元が海外であったなどにより製造・輸入事業者が特定できなかった「事業者不明」の事故が多い上位10製品を「事業者判明」の事故件数と合わせたものが図2になります。「バッテリー」*が突出して多くなっており、3番目に多い「照明器具」についても事業者不明の43件のうち約7割がリチウムイオン電池を使った照明器具によるものです。

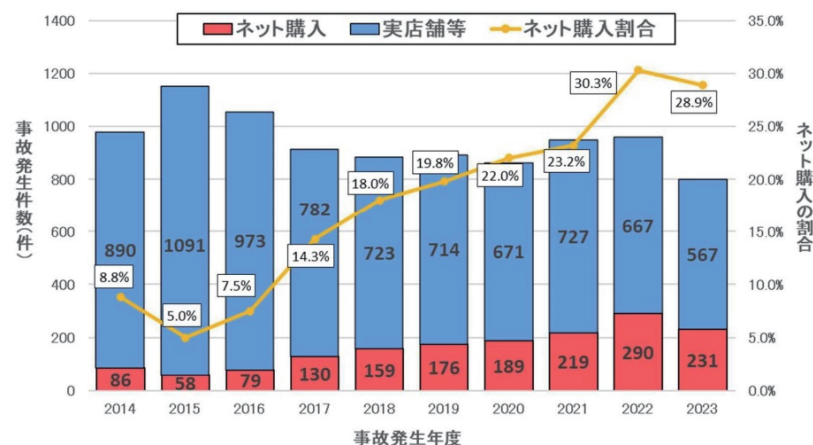
図3は、ネット購入品で「事業者不明」の事故件数の上位10製品の原因別の件数を示したも

写真1 電動アシスト自転車用バッテリーが発火したようす(NITE再現実験)



※写真1・2、図1～3、5～8はすべて独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)の資料による

図1 ネット購入品の製品事故件数の推移(2014～2023年度)



* リチウムイオン電池以外の充電式の電池を内蔵する製品や電池単体も含む

のです。ほとんどの製品で「製品起因」による事故の割合が多くなっています。

ネット購入品の事故の現状

—ここまでのおさらい

- ・ネット購入品の事故は年々増加している
- ・製品別ではバッテリーが突出している
- ・販売元が海外であったなどにより事業者不明のものが多い
- ・製品起因(品質がそもそも悪いもの)が多い

バッテリーの事故事例

では具体的にどのような事故があったのでしょうか。2つの事例を紹介します。

①電動工具用バッテリー

非純正品として販売されたものによる事故

【事故】

2024年、ネット購入品の電動工具用バッテ

リーを充電中に、バッテリー付近から出火し、周辺を焼損しました。

【原因】

バッテリーがリチウムイオン電池のセル間の電圧のアンバランスを検知する回路がない構造であったため、過充電により異常発熱し、焼損したものと推定されています。アンバランスを検知する回路は、国内では電気用品安全法の技術基準の中で組み込むことが要求されています。

②ポータブル電源

リチウムイオン電池が異常発熱した事故

【事故】

2023年、ネット購入品のポータブル電源を充電中に、ポータブル電源付近から出火し、周辺を焼損し、男性が軽傷を負いました。

【原因】

焼損が著しく、原因の特定はできませんでしたが、リチウムイオン電池セルが異常発熱して焼損したものと推定されています。製品の品質不良が考えられます。

図2 ネット購入品の事故で事業者不明の件数の多い上位10製品 (2014～2023年度)

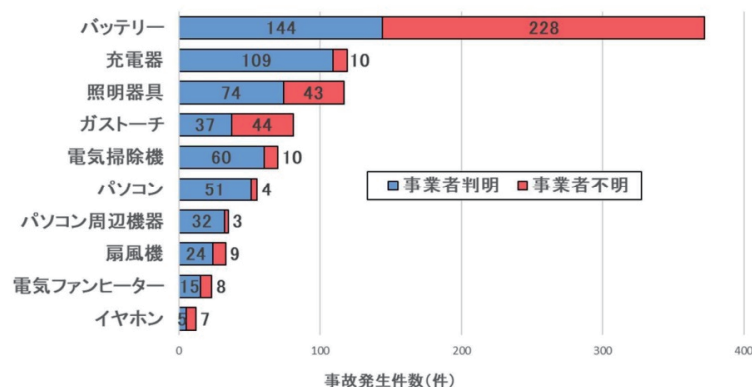
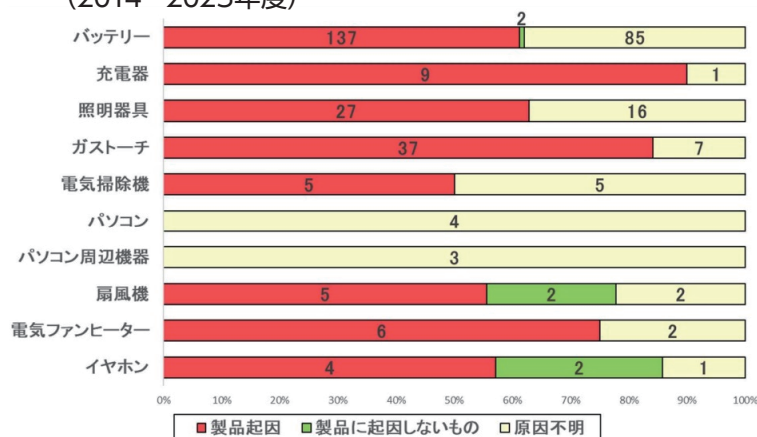


図3 ネット購入品で事業者不明の事故の上位10製品の原因別件数 (2014～2023年度)



※「バッテリー」は調査中の4件を除く

電池はなぜ燃えるの？

今回問題となっているバッテリー(二次電池)は主にリチウムイオン電池(LIB電池)です。一般的な円筒型タイプ(Li-Ion 18650)を例に紹介します。

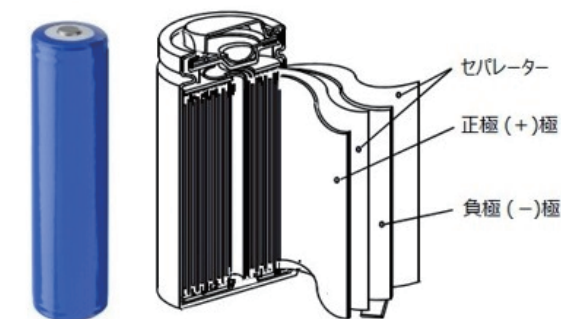
電池の容器の中には、可燃性の電解液が入っています。また、ここにはシート状のリチウム材を原料とした正極(+極)と黒鉛を原料とした負極(-極)を挟むようにリチウムイオンのみが透過できる特殊な樹脂製の絶縁シート(セパレーターといいます)2枚の、計4枚のシートが丸めて入れられています(図4)。

電解液が可燃性のため発火を引き起こすのですが、無理な過充電や高温の輻射熱、落とすなどの衝撃で絶縁シートが破れ、絶縁不良でショートして電解液が発火することが原因です。

先の事故事例のバッテリーでは、電池が複数本使われて製品化されています。充電中、すべての電池セルに均一に充電されずにどこかが無理な過充電になったりしないようにアンバランスを検知する回路が安全上必要なのですが、海外製品の中にはこれを省略したものが存在している場合があります(図5～7)。

また新品の段階で電極と絶縁シートの丸め方が悪く、ショートしやすい品質の悪い電池も海

図4 リチウムイオン電池の構造(円筒型タイプの例)



Li-Ion 18650

画像提供：一般社団法人電池工業会

図5 バッテリーパックの構造

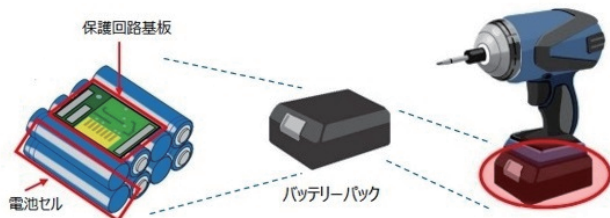
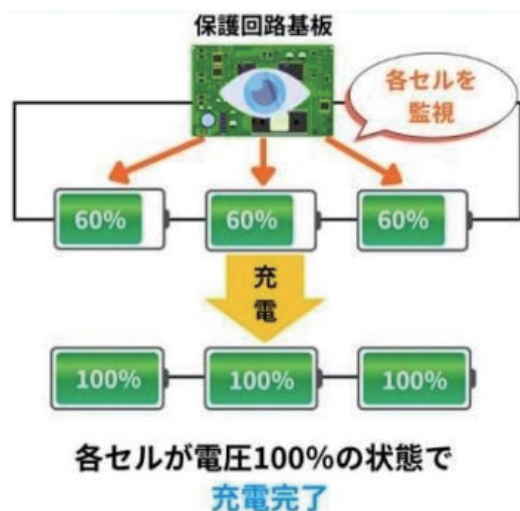


図6 アンバランスを検知する回路がある場合



外製品の中には存在していることも発火を引き起こす要因です。

ネット購入時に気をつける 4つのポイント

(1) 他の製品と比べて極端に安価ではないか確認しましょう

極端に安い場合は、安全のための保護回路の省略や、安全性に対する確認試験が十分に実施されていなかったり、材質や設計等に必要コストをかけていなかったりする可能性があるため注意が必要です。

(2) 信頼できる販売元かどうか確認しましょう

●ウェブサイトの文章などが不自然な日本語表記ではないか注意しましょう

ウェブサイトの商品ページなどで説明文などが不自然な日本語表記ではないか注意しましょう。翻訳ソフトで変換された文章をそのまま使用するなどにより製品説明が不自然な日本語表記となっていたり、メーカー名の記載がなかったりする場合は注意が必要です。

●販売元の問い合わせ先が実在しており、日本語で対応が可能か確認しましょう

不具合があった際に、日本語で対応できなかったり、連絡がつかなかったりするケースが発生しています。販売元の情報を確認し、サポートが日本語に対応しているかどうか、連絡先(電

図7 アンバランスを検知する回路がない場合



話番号や住所)が海外になっていないか、また、連絡先が実在するか確認するようにしましょう。

特集1にて紹介したように、海外にある事業者についての規制も強化されます。

(3)「PSE 等の PS マーク」の近くに事業者名があるか確認しましょう

モバイルバッテリーなど、電気用品安全法等で規制対象となっている製品は、国内の製造・輸入事業者が技術基準を満たしていることを確認したのち、PSE 等の PS マークを表示することができます。PS マークの近傍に製造・輸入事業者名(略称や登録商標の場合もあります)が必要となります。またPSマークがあるものであっても、定格ラベルの日本語で表記が不自然ではないか確認しましょう(図8)。

ウェブサイト上では確認がしづらいですが、極力確認をするようにしましょう。

(4) リチウムイオン電池搭載製品は廃棄方法を調べてから購入しましょう

海外から直接個人輸入されたリチウムイオン電池搭載製品は、廃棄が困難な場合があります。自治体や家電量販店等で廃棄(回収)可能な製品か、購入する前に確認するようにしましょう。な

お、ごみ収集車等の火災の原因になるため、一般のごみに混ぜないでください(写真2)。

さいごに

インターネットショッピングのウェブサイトのぞを覗いただけでは、今回ご紹介した内容をすべて確認するのは困難ですが、これらの内容を知っているだけでも、購入時は慎重になり、また、万一トラブルが起きても対応についてのヒントになるのではないかと思います。これからも安全にインターネットショッピングを楽しんでください。

- NITEのウェブサイト「NITE SAFE-Lite」で製品のリコール情報や事故情報をキーワード検索で確認できます。ネット購入を考えている製品で問題が起きていないか、もし気になるらたらご確認ください。

<https://safe-lite.nite.go.jp/>

- インターネットでの購入に関するトラブルや注意点について、製品事故以外に関しても消費者庁が注意喚起を行っています。

「インターネット通販トラブル」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/internet/trouble/internet.html

図8 PSマークの近くの表示



写真2 ごみ収集車にモバイルバッテリーが挟まれて発火しているようす (NITE再現実験)





不適切なNo.1表示・高評価%表示に 惑わされないために

染谷 隆明 Someya Takaaki 池田・染谷法律事務所 代表弁護士

消費者庁にて景表法改正に携わる。国民生活センター商品テスト分析・評価委員会専門委員

宮内 優彰 Miyauchi Hiroaki 池田・染谷法律事務所 弁護士

消費者庁や企業内弁護士としての勤務経験を活かし、景表法・特商法・独禁法・下請法等を中心に企業法務全般に従事

💡 No.1表示と高評価表示の問題点

1. はじめに

近年、自社の商品・サービス(以下、商品等)が競争事業者との比較においてNo.1 であると表示する例をよく見かけます。いわゆる「No.1 表示」です。しかし、その内容からして、どう考えても適切な順位づけを行うことが難しいように思われるNo.1 表示も散見されます。例えば、学習塾について「満足度第1 位」と表示する場合、少なくとも、当該学習塾と地域や生徒層などが重複する主要な競合学習塾を比較対象にしたうえで、どこが満足度第1 位であるかアンケート調査をする必要があります。他方で、同時期に複数の学習塾に通っていた人はあまり多くないかもしれません。

また、「『業界最速』の通信速度」等の表示があったとして、通信速度については、時間帯、場所、そのほかのさまざまな前提条件により変動するものですので、一概に「業界最速」などと表現できないことも明らかと思われます。

このように、よく考えてみると、そもそも適切に比較することが困難な内容についてNo.1 表示がなされていることに気づくことがあります。

2. No.1 表示の強い顧客誘引力と悪質な表示の増加

インターネットの普及により商品等の情報が著しく増えた現在において、一般消費者が情報を取捨選択し、どれが自らに最適な商品等であるかを判断することは困難です。

そのようななか、端的にNo.1 であると教えてくれる表示があれば、一般消費者としては、それ以上ほかの商品等を調べる必要性が減少しま

す。したがって、No.1 表示には一般消費者が商品等を選択するに際して、時間の短縮、商品等の内容や取引条件に係る情報収集コストの削減等の効果があるとされています(2008年6月13日、公正取引委員会「No.1 表示に関する実態調査報告書」。以下、2008年報告書)。裏を返せば、No.1 であるということには、それだけ強い誘引力が生じるということになります。日本で1番高い山が富士山であることは誰にとっても自明ですが、標高第2位の山の名称をすぐに思い出せる人は少ないのではないのでしょうか。

このように、No.1 表示には強力な顧客誘引力があるため、安易にNo.1 表示をしようとする事業者が後を絶ちません。そのような需要をとらえてか、近年では、No.1 表示請負事業者ともいえる悪質なリサーチ会社も登場し、これが合理的根拠のないNo.1 表示に拍車をかけました。これらのリサーチ会社は、アンケートの回答者に、商品等のウェブサイトを開覧させ、どれがイメージがよいか尋ねる、いわゆる「イメージ調査」を行います。実際に商品等を使ったことのある消費者を対象とせず、かつ、比較する他社の商品等の選定や閲覧させるウェブサイトの選定などを調整し、恣意的にNo.1 を獲得させることができるというわけです。

3. 主観的評価によるNo.1 表示には多くの問題点がある

前項では、イメージ調査によるNo.1 表示を例に挙げましたが、そもそも主観的評価により商品等を順位づけするハードルはかなり高いといえます。このような順位づけを行う場合、本来は主要な競合の商品等を比較対象にしたうえ

で、それらを使用したことがある人を対象にしつつ、十分な有効回答数を得る必要があります。しかし、商品等の内容次第では、複数の商品等を使用した回答者を用意することが困難な場合があります。冒頭で挙げた学習塾の「満足度No. 1」表示などはその例です。

主観的評価によるNo. 1 表示は適切な回答者を用意することが難しいため、イメージ調査に頼りがちになるという問題点を抱えています。

また、たとえイメージ調査によらない場合でも、回答者や質問内容等を調整することで、恣意的に結果を誘導しやすいという問題点があります。

4. 高評価%表示にも同様の問題点がある

No. 1 表示とともに近年、一般消費者を誤認させるおそれが高い表示として取り上げられているのが「高評価%表示」です。

高評価%表示とは、その名のとおり、アンケート等の対象者の何%が、当該商品等について高評価やおすすめをしているかを示す表示のことです。とりわけ、「医師の90%が推奨」のような専門家による評価や、自らと同様の動機を有している消費者の多くが好意的な評価をしているという場合には、そのような高評価を得るだけの優良性を備えていることを示すものとして高い誘引力を発揮します。

高評価%表示も、主観的評価に基づくNo. 1 表示と同じく、主観的評価を示すものに過ぎないため、前記No. 1 表示の解説で述べたことと同様の問題点を抱えています。

消費者としては、No. 1 表示や高評価%表示に以上のような問題点があることを踏まえ、合理的根拠のない表示に惑わされないようにする必要があります。

💡 No. 1 表示・高評価%表示が適法となる要件

1. No. 1 表示が適法となる要件

景品表示法違反のNo. 1 表示とならないためには、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 客観的な調査に基づいている
- (2) 調査結果を正確かつ適正に引用している

(1)の「客観的な調査」といえるためには、**a.** 当該調査が関連する学術界又は産業界において一般的に認められた方法若しくは関連分野の専門家多数が認める方法によって実施されていること、又は、**b.** 社会通念上及び経験則上妥当と認められる方法で実施されていることが必要です。また、(2)は、当該調査結果について、一般消費者がNo. 1 の範囲を誤認しないよう、商品等の範囲、地理的範囲、調査期間・時点等を明瞭に示すことが望ましいとされています(2008年報告書)。

2. 主観的評価によるNo. 1 表示において特に求められる事項

特にアンケート回答などに基づく主観的評価によるNo. 1 表示を行う場合、前記の(1)に関して、少なくとも次の①～③を満たしている必要があります(2024年9月26日、消費者庁「No. 1 表示に関する実態調査報告書」。以下、2024年報告書)。

- ① 比較する商品等が適切に選定されていること
- ② 調査対象者が適切に選定されていること
- ③ 調査が公平な方法で実施されていること

前述のイメージ調査の場合、例えば、「満足度第1位」などと表示されていれば、一般消費者は、実際に当該商品等と他社の同種の商品等を使用した経験のある人を対象にした調査結果であると認識します。したがって、実際に使用していない人を対象としている点で、②の「調査対象者が適切に選定されていること」との要件や、1.の(2)の「調査結果を正確かつ適正に引用している」との要件を満たさないといえます。なお、この点は、仮に「満足度第1位」の直下に、イメージ調査であることや、その調査内容等が注釈として表示されていたとしても変わらないと考えられます。「満足度」という強調表示自体が、実際に使用した人の感想という意味合いを持つ

表 近年のNo.1表示に関する措置命令一覧(処分公表日)

※消費者庁資料により筆者作成

株式会社 PMK メディカルラボ (2022.6.15)	豊胸／痩身施術
株式会社バンザン (2023.1.12)	オンライン個別学習指導
株式会社バウムクーヘン (2023.6.14)	ペット用サプリメント
株式会社ハハハラボ (2023.12.19)	機能性表示食品
株式会社新日本エネックス／安心頼ホーム (2024.2.27)	太陽光発電機器等・導入の施工
フロンティアジャパン株式会社 (2024.2.29)	太陽光発電機器・導入の施工
飯田グループHD 株式会社 他4社 (2024.3.1)	注文住宅の建築請負
エクスコムグローバル株式会社 (2024.3.1)	モバイルルーターレンタル
株式会社エスイーライフ (2024.3.5)	家庭用蓄電池
株式会社 SC エージェント (2024.3.7)	蓄電池・導入の施工

ため、このような注釈は「満足度第1位」から得る一般消費者の認識を打ち消さないためです。

主観的評価によるNo.1表示は典型的に不当表示となりやすいこともあり、近年、執行当局は主観的評価によるNo.1表示をした事業者に対し積極的に措置命令(行政処分)をしており、2022・2023年度の消費者庁による処分事例だけでみても、表のとおり多数に上ります。

3. 高評価%表示が適法となる要件

高評価%表示についても、主観的評価に基づくNo.1表示の議論が基本的に当てはまり、景品表示法違反の不当表示とならないためには、前記2.の①～③及び1.の(2)の要件を満たす必要があります。「●%が高評価」「●%がおすすめ」等と表示されていれば、実際に当該商品等を使用した人による評価であると一般消費者は認識しますので、イメージ調査は高評価%表示の合理的根拠となりません。

また、次のような場合は、景品表示法上問題となるおそれがあるとされています(2024年報告書)。

- i) 調査回答者が医師かどうかを自己申告により確認するだけで、医師であることを客観的に担保できていない場合
- ii) 調査対象者である医師の専門分野(専門の

診療科など)が、対象商品等を評価するに当たって必要な専門的知見と対応していない場合

- iii) 調査対象者である医師が、回答に際し、調査会社等から、対象商品等の品質・内容について合理的な根拠がない情報の提供を受けている場合

💡 消費者が不適切なNo.1表示・高評価%表示に惑わされないために留意すべき事項

消費者としては、No.1表示や高評価%表示の根拠とされている調査結果の表示に注目することが、不当表示のある商品等を避ける観点では重要です。

確認するポイントとしては、次の内容が考えられます。

- ・調査主体(第三者による調査か自社調査か)
- ・調査対象(どのような属性の人か、人数、年齢、性別等)
- ・調査時期
- ・比較対象となる商品等の範囲
- ・調査の地理的範囲(インターネットによる全国調査の場合はその旨)
- ・実験の場合にはどのような条件下で行ったか

・(No. 1 表示の場合) どのような点でNo. 1 になったのか

イメージ調査の場合、注釈等でイメージ調査による結果であることが分かる記載がされているケースも多くみられます。

また、第三者による調査ではないことや、ごく限られた範囲、短期間、瑣末な点での結果に過ぎないことが分かる場合もあります。そのほか、比較する競合の商品等が適切に選定されていないことが分かる場合もあります。例えば、単にウェブ検索をして上から表示される10商品と比較しただけといったケースもありますが、このような場合は、主要な競合商品等と比較できていない可能性があり、比較対象が適切に選定されていない可能性が高いといえます。

高評価%表示においては、特にアンケート対象者について、単に「医師」「有識者」「専門家」といった幅広い記載になっていないかという点も重要な確認ポイントです。加えて、「おすすめする」「おすすめしない」の2択しか用意されていないようなアンケートの場合、回答者の多くは心理的に「おすすめする」を選択すると思われる

す。このような、特定の回答に誘導するような質問になっていないか確認する観点から、「どのような質問をした結果どのような回答があったのか」という点が記載されているかも併せて確認することが有効です。

他方で、そもそも調査結果が具体的に表示されていない場合には、そのような商品等は選択しないとするのも一案です。一般消費者の誤認を招かないよう留意している事業者であれば、具体的な調査結果を明示しているケースが多いですし、実際に合理的根拠があれば、事業者側としても、他社との差別化の観点から、根拠となった調査結果を詳細かつ明確に示したいという思いもあるため、調査結果の表示が具体的な場合は、No. 1 表示や高評価%表示の合理的根拠があるか疑わしいといえます。

なお、ある商品等がある分野でNo. 1 と表示されている場合には、競合の商品等の広告等も確認し、同じようなNo. 1 表示がされていないか確認することも、不当表示を見抜く観点では有効です。同種の商品等が同じ分野で同時に1位ということは、通常あり得ないためです。

国民生活センター出版物のご案内



好評発売中

定価1,540円(税込)

ポイント1

執筆者はキャッシュレス決済の専門家である山本正行氏

日々進化するキャッシュレス決済のしくみやサービス、さらには消費生活相談において相談者から聴き取りする際の注意点などについても分かりやすく解説しています。

ポイント2

ウェブ版「国民生活」の人気連載を書籍化

消費生活相談業務に携わる方、消費生活相談員の資格取得を目指す方におすすめです。また、キャッシュレス決済を学ぶための入門書としても最適な内容となっています。

B5判/80ページ

フルカラーの誌面構成
図表も多用しています

【編集・発行】

©2024 独立行政法人国民生活センター
〒108-8602 東京都港区高輪 3-13-22
TEL 03-3443-6215 (編集担当)



ご注文は

https://www.kokusen.go.jp/book/data/cashless_guide.html

https://www.kokusen.go.jp/book/data/mousikomi_cashless.html

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

第10回

民事裁判手続のデジタル化（民事訴訟）



園部 厚 Sonobe Atsushi

東京簡易裁判所民事第6室 簡易裁判所判事

民事裁判手続のデジタル化

近年においては、情報通信技術の発展により、様々な手続がインターネット上でできることが通常になってきており、それに伴って、民事訴訟手続のデジタル化を図る「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第48号）（以下、令和4年改正法）が成立し、2022（令和4）年5月25日に公布されました。

また、人事訴訟、家事事件、民事執行等の他の民事裁判手続のデジタル化については、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第53号）が成立し、2023（令和5）年6月14日に公布されました。

今回は、それらの民事裁判手続のデジタル化（図）のうち、民事訴訟手続のデジタル化について説明をしたいと思います。

図 民事裁判手続のデジタル化

●ウェブ会議等の活用

ウェブ会議等によって参加できる裁判所の手続を拡大

●インターネットを利用した申立て等

インターネットによる訴えの提起、申立書の提出等が一律に可能に

●事件記録の電子化

当事者等はオンラインで事件記録にアクセスし、閲覧やダウンロードすることが可能に

民事訴訟（口頭弁論） 令和6年3月1日～
その他の手続 令和8年5月までに段階的に拡大

民事訴訟
令和8年5月まで
その他の手続
令和10年6月まで
※具体的な施行日は
今後政令で決定



民事訴訟手続のデジタル化について

ウェブ会議・電話会議を利用して弁論準備手続期日・和解期日に参加する仕組み

1. ウェブ会議・電話会議を利用した弁論準備手続期日

令和4年改正法前の民事訴訟法下では、ウェブ会議（映像と音声付の方法）又は電話会議（音声のみの方法）による弁論準備手続は、当事者が遠隔地に居住しているとき、その他相当と認めるときにでき、当事者の一方が出頭した場合に限り、行うことができるとされていました（民事訴訟法〔以下、民訴法〕旧170条3項）。

これについては、同改正法で、遠隔地要件を削除し、裁判所が相当と認められるときに行うことができるとされ、当事者の一方が期日に出頭した場合に限るとの要件も廃止し、双方がウェブ会議や電話会議を利用して、弁論準備手続に出席できるようになりました（民訴法170条3項）。

この改正法は、2023（令和5）年3月1日から施行されています。

2. ウェブ会議・電話会議を利用した和解期日

令和4年改正法前の民事訴訟法下では、和解期日については、当事者が、ウェブ会議又は電話会議を利用して関与することはできませんでした（民訴法旧261条3項参照）。

同改正法では、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議又は電話会議により和解の期日における手続を行うことがで

出典：法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001413283.pdf> 「パンフレット（民事裁判手続のデジタル化）」をもとに作成



消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

き(民訴法89条2項)、当該期日に出頭しないで当該手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなされることとなりました(同条3項)。

この改正法は、2023(令和5)年3月1日から施行されています。

ウェブ会議を利用した口頭弁論期日等に参加する仕組み

1. 民事訴訟におけるウェブ会議を利用して口頭弁論期日に参加する仕組み

令和4年改正法前の民事訴訟法下では、当事者は、口頭弁論の期日においては、基本的に、現実に出席しなければ弁論をすることができないものとされていました。

これについては、同改正法で、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議により、口頭弁論期日における手続を行うことができることとした(民訴法87条の2第1項)。

この改正法は、2024(令和6)年3月1日から施行されています。

2. 人事訴訟におけるウェブ会議を利用して口頭弁論期日に参加する仕組み

人事訴訟手続においても、同様にウェブ会議を利用して、口頭弁論期日に参加できるようになり(令和4年改正人事訴訟法[以下、人訴法]37条3項^{ただし}書【46条で準用】)、同改正法は、2025(令和7)年3月1日から施行されています。

3. 人事訴訟におけるウェブ会議による離婚等の成立等

令和4年改正法(2025[令和7]年3月1日施行分)前の人事訴訟法下では、ウェブ会議又は電話会議による弁論準備手続期日(民訴法170条3項)においては、和解(離婚が成立するもの)及び請求の認諾をすることができませんでした(人訴法旧37条3項)。そして、離縁の訴えにおいても、ウェブ会議又は電話会議による弁論準備手続期日(民訴法170条3項)においては、和解(離縁が成立するもの)及び請求の認諾をすることができませんでした(人訴法旧44条、2024

[令和6]年4月1日施行改正人訴法46条)。

これについては、令和4年改正法(2025[令和7]年3月1日施行分)で、離婚訴訟では、ウェブ会議による口頭弁論期日、和解期日及び弁論準備手続期日においては、離婚が成立する和解及び請求の認諾をすることができることとなりました(人訴法37条3項但し書)。ただ、電話会議による和解の期日及び弁論準備手続の期日においては、引き続き、離婚が成立する和解及び請求の認諾をすることはできないこととなります(同項本文)。

また、令和4年改正法(2025[令和7]年3月1日施行分)で、離縁訴訟でも、ウェブ会議による口頭弁論期日、和解の期日及び弁論準備手続期日において、離縁が成立する和解及び請求の認諾をすることができることになりました(人訴法46条・37条3項但し書)。そして、電話会議による和解の期日及び弁論準備手続の期日においては、引き続き、離縁が成立する和解及び請求の認諾をすることができないこととなります(人訴法46条・37条3項本文)。

4. 家事調停におけるウェブ会議による離婚等の成立等

令和4年改正法前の家事事件手続法下では、離婚又は離縁についての調停事件においては、原則として、ウェブ会議又は電話会議により調停を成立させることはできませんでした(家事事件手続法[以下、家事法]旧268条3項)。また、同様に、「合意に相当する審判」^{*1}における合意も、ウェブ会議又は電話会議では成立させることはできませんでした(家事法旧277条2項)。

これについては、令和4年改正法(2025[令和7]年3月1日施行分)で、離婚又は離縁の調停においては、ウェブ会議によって、調停を成立させることができ(家事法268条3項但し書)、合意に相当する審判における合意もウェブ会議によって成立させることができることとなりました(家事法277条2項但し書)。ただ、電話会議を利用する方法によっては、引き続き、離婚又は

^{*1} 人事に関する訴え(離婚及び離縁を除く)を提起することができる事項についての家事調停手続において、当事者間の合意だけでは調停成立とはならず、家庭裁判所が調査したうえで審判する



消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

離縁について調停を成立させることはできず(家事法268条3項本文)、合意に相当する審判における合意も成立させることはできません(家事法277条2項本文)。

オンラインによる訴状等の提出、訴訟記録の電子化

1. インターネットを利用しての訴えの提起・主張書面の提出等

裁判所に提出する訴状等の申立書等の提出を、電子情報処理組織をもってすることができるとする、申立て等をオンライン化することができるとする規定は、令和4年改正法前から設けられていました。令和4年改正法では、訴えの提起や攻撃防御方法^{*2}の提出について、現実には、インターネットを利用して行うことができる改正がなされました(民訴法132条の10)。申立ての際に収める手数料は、原則として、Pay-easy(ペイジー)^{*3}による電子納付によることとなります(民事訴訟費用等に関する法律8条)。

これらのインターネットを利用して申立て等ができるものについて、書面で提出するか、インターネットを利用してするかは、原則として、申立て等をする者の選択に委ねられています。しかし、簡易裁判所の許可代理人等を除く弁護士等の委任を受けた者の当該委任を受けた事件について訴えの提起等の申立て等をする際には、インターネットを利用する方法によることが義務づけられています(民訴法132条の11)。

2. 訴訟記録の電子データ化

令和4年改正法前の民事訴訟法下では、訴訟記録は書面により構成されていました。

令和4年改正法では、インターネットを利用して裁判所に訴えの提起や攻撃防御方法が提出されていれば、そのまま電子データで保管し(民訴法132条の13)、書面で提出されたものは裁判所が電子データ化することになります(民訴法132条の12)。そして、裁判所は、紙媒体で原本を作成している判決書や調書等を電子データにより作成し、保管することになります(民訴法

160条・252条・253条)。

また、令和4年改正法前の民事訴訟法下では、和解調書等の和解に関する訴訟記録は、他の訴訟記録と同様に、原則として、何人も閲覧することができました(民訴法現91条1項)が、同改正法下においては、和解調書等(公開法廷である口頭弁論期日で行われたものを除く)については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限って、閲覧することが可能であるとされました(民訴法91条2項、91条の2第4項)。

3. 記録の送達等

記録の送達については、従来の書面による送達に加えて、インターネットによるシステム送達を導入されました。システム送達が可能となるのは、受送達者^{*4}がこの方法により送達を受ける旨の届出をしている場合(民訴法109条の2第1項但し書)ですが、オンライン申立てを義務づけられる弁護士代理人等は、この届出をしなければならず(民訴法132条の11第2項)、この届出をしない場合でも、システム送達の対象者となります(民訴法109条の4第1項)。

システム送達は、受送達者が送達対象とされる事項についてシステム上閲覧やダウンロードができるようにするとともに、そうした措置が取られた旨の通知を受送達者の届け出た通知先に宛てて発するという方法で行われ(民訴法109条の2)、受送達者が当該事項を閲覧又はダウンロードをした時又は上記の通知発出の日から1週間を経過した時に効力が生じます(民訴法109条の3第1項)。

受送達者がシステム送達の対象とならない場合には、送達の対象が書面である場合にはもちろん、電磁的記録の場合であっても、それを出力した書面を送達することになります(民訴法109条)。

4. 改正法施行日

前述の1. から3. の改正法は、公布の日(2022[令和4]年5月25日)から4年以内の日^{そめい}に施行されます。

^{*2} 民事訴訟において、その判断の根拠となるべき資料のうち、原告側が提出するものを攻撃方法、被告側の提出するものを防御方法という

^{*3} 税金等の支払を金融機関のインターネットバンキングやATMを用いて行うことができるサービス

^{*4} 送達を受けるべき者

第3回 スキンケア化粧品

平尾 哲二 Hirao Tetsuji 武庫川女子大学薬学部 特任教授
化粧品メーカーにて長く皮膚基礎研究や製品開発に従事。その後、千葉科学大学薬学部教授、武庫川女子大学薬学部教授（化粧品科学研究室）。2023年より現職

はじめに—スキンケアの役割

今回はスキンケア化粧品について、理解を深めていきましょう。

スキンケアとは、皮膚を健やかに保つために行うもので、そのために用いるものをスキンケア化粧品、あるいは基礎化粧品といいます。具体的には、汚れを落とすための洗浄料、皮膚にうるおいを与え保つ化粧水・乳液・クリーム類、いわゆる美白化粧品や抗シワ化粧品など特別な機能を有する薬用化粧品などが挙げられます。

汚れを落とす洗浄料

まず、皮膚上の汚れにはどんなものがあるか考えてみましょう。皮膚由来のものと外界由来のものに大別されます（図1）。前回、皮膚について述べましたが、皮膚からは汗や皮脂などが分泌されます。これらは皮膚を守る役割も担っていますが、分泌物の中には酸化されたり分解さ

れて、放置すると悪臭の原因になったり皮膚にダメージを与えるものがあります。分泌物の分解・変質には、私たちの皮膚に常に存在している微生物（皮膚常在菌）や紫外線などが関わる場合もあります。さらに、表皮ターンオーバーにより最外層で剥離した角層も皮膚表面には垢として残っています。一方、外界由来のものとしては、ほこりや花粉、ウイルス、雑菌など意図せず肌に吸着するものがあります。また、肌に塗ったメイクアップ化粧品などを挙げる可以做到。これらの汚れの実態をイメージしていただくと、汚れを落とし清浄にしたいくなりますね。実は、水だけでは除去できない汚れがほとんどで、人類は汚れを落とす工夫を重ねてきました。

古来より汎用されてきたものが石けんです。石けんの主成分は、脂肪酸ナトリウム塩（またはカリウム塩）で、いわゆる界面活性剤の代表選手です。その昔、羊の丸焼きから脂が滴り落ちた灰が、汚れをととてもよく落とすと珍重されたそう

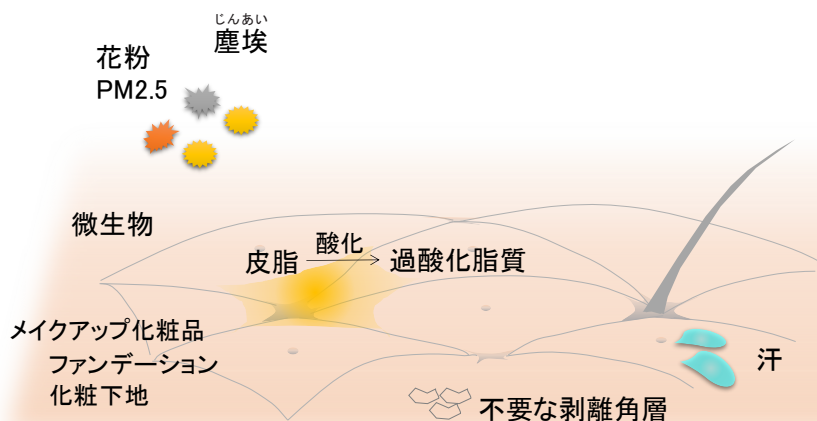
です。石けん成分を含む灰が自然にできたと考えられます。

界面活性剤とは、炭化水素鎖など水となじまない疎水基と、水となじみやすい親水基とを分子構造に有するもので、親水基の性質により4種類に大別されます。表にそれらの構造と特徴を示しました。

アニオン性界面活性剤の

図1 肌の汚れ

※図表はすべて筆者作成





石けんの水溶液はアルカリ性で、脂肪酸の炭化水素鎖部分で油性の汚れと結合して粒子状の構造(ミセル構造といいます)となり、水ですすいで流せるようになります(図2)。泡立ちもよく洗浄力に優れ安価であるために広く普及しましたが、洗浄力が強いために皮膚にとって必要な油分も取り除き過ぎてガサガサになり、ダメージを与えるリスクもあります。そこで、さまざまな製剤的な工夫が加えられ、現在では、市販されている石けんはマイルドになっています。さらに、皮膚にとって必要な油分は落とさず、不要な油性汚れを除去するという「選択洗浄性」を追求した種々の洗浄料が開発されていますが、石けんの成分だけでなく、マイルドなアミノ酸系界面活性剤など、多様な界面活性剤が

応用されています。また、メイクアップ化粧品には汗などで化粧崩れしにくい特徴もあり、除去するための洗浄料(メイク落としなど)には、最新の技術が盛り込まれています。

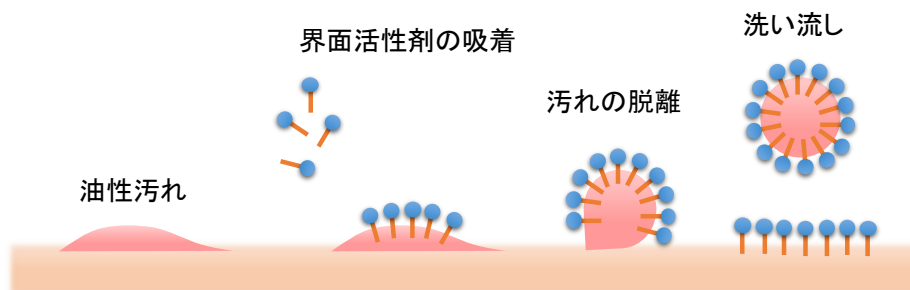
保湿化粧品と乳化

洗浄行為により清潔になった肌をそのまま放置すると、カサカサしたりつっぱったような感触の乾いた肌になりますね。うるおいを保つために必要な天然保湿因子(NMF)や皮脂が洗浄により除去されてしまうからです。そこで、失われた保湿成分を補給するのが化粧水・乳液・ク

表 化粧品に用いられる主な界面活性剤

分類	分子構造	特徴・主な用途
アニオン性(陰イオン性)界面活性剤	疎水基 ー 親水基	ナトリウム、カリウムなどを対イオンとして含み、水溶液はアルカリ性を示す。石けん、シャンプーなど、洗浄料に用いられる。
カチオン性(陽イオン性)界面活性剤	疎水基 + 親水基	ヘアコンディショナーなどに用いられる。毛髪の帯電防止効果に優れる。殺菌効果も示す。
両性界面活性剤	疎水基 + / - 親水基	水溶液のpHにより陽イオンまたは陰イオンとなる。スキンケア化粧品やマイルドな洗浄料に応用される。
ノニオン性(非イオン性)界面活性剤	疎水基 親水基	ポリオキシエチレンやポリグリセリンなどを親水基としており、イオン性は示さない。乳化剤として、乳液・クリームなどに応用される。

図2 洗浄メカニズム

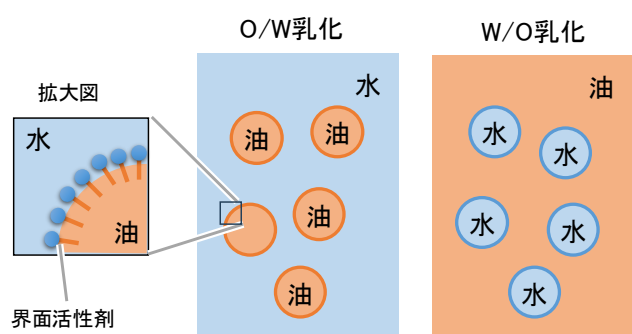


リームです。肌にうるおいを与えて柔軟にする効果があります。

化粧水・乳液・クリームの基本的な違いは、油分の配合量です。化粧水には油分はほとんど含まれていません。一方、クリームには、10~50%程度の油分が配合されています。ここで重要なことは、乳化という製剤技術です。水と油はそのままでは混じり合わず分離してしまいますが、水の中に細かな油の粒子を分散させる(oil in water、O/W乳化)、油の中に細かな水の粒子を分散させる(water in oil、W/O乳化)という乳化技術が用いられています(図3)。ここで役



図3 乳化のしくみ(イメージ)



立っているのが、乳化剤とも呼ばれるノニオン性界面活性剤です。

乳液はクリームよりも少ない油分を含む製剤で、クリームよりも粘度が低く塗り広げやすいという特徴があります。化粧水・乳液・クリームにはいわゆる保湿剤が配合されます。保湿剤はヒューメクトantとエモリエントに大別されます。ヒューメクトantは水分子となじみやすい水性成分で、グリセリンなど多価アルコール(水酸基-OHを複数有する成分)に代表され、角層に水分をキープする働きに優れています。柔軟効果に優れている尿素もヒューメクトantの仲間です。一方、エモリエントは水分子となじみにくい油性成分で、ワセリンなどの炭化水素やトリグリセリド(油脂)に代表され、角層にフタをして水分を逃がさない働きに優れています。したがって、ヒューメクトantとエモリエントの両方の保湿剤を肌に与えるという観点で、化粧水・乳液・クリームを保湿目的で用いることは、とても理にかなっているのです。さらに、クリームなど油分の多い製剤では、脂溶性ビタミンなどの栄養補給を行うことも可能となりますが、べたつきやすく(リッチな感触ともいいます)なってしまいます。化粧水・乳液は一般的には全顔に用いやすく、クリームは目まわりなど部分的に用いられる場合も多いです。ごく一般的な製剤の特徴について述べましたが、感触も多岐に及び、同じブランドでもさっぱりタイプ・しっとりタイプなど消費者の肌質や好みに応じて選

択できるような複数タイプの配置を行う商品が多く、また、多様な機能を訴求した新しい化粧品も市場を賑やかにしています。

日本国内で市販されている化粧水の多くは、保湿を目的としたいわゆる保湿化粧水ですが、肌を引き締める収れん化粧水、汚れを拭き取るクレンジングローションなどのバリエーションがあります。クリームでも、多くは保湿や栄養補給を目的としたクリームですが、マッサージ専用のすべりを重視したクリーム、メイクを落とすために用いるクレンジングクリームもあります。

美白化粧品

「色の白いは七難隠す」という諺^{ことわざ}があります。今ではハラスメントになりそうな表現ですが、江戸時代の浮世絵の美人画には、真っ白な肌が描かれており、色白への憧れが表現されています。最近では、肌色の多様性にも配慮して、美白(肌が白い=美しい)という呼び方は避ける傾向も散見されるようになり、価値観の変化を感じます。

皮膚の見え方については連載第2回^{*1}で解説しましたが、表皮に含まれるメラニン色素が少なければ肌色は白くなります。

メラニン色素は表皮メラノサイトでチロシナーゼという酸化酵素によって作られ、周囲の表皮角化細胞に受け渡され表皮全体に分布します。紫外線などにより炎症が起きるとメラニン産生は活性化され、結果的に肌色は黒くなります。このように複雑なメカニズムで色素沈着が生じるということは、さまざまな作用点で色白肌を実現できる可能性があります。炎症反応のブロックによるメラノサイト活性化の抑制、チロシナーゼ阻害、メラニン排出促進などの成分が開発され、有効成分として配合された薬用化粧品(医薬部外品)が市販されています。もちろん、化粧品とは異なり、厚生労働省によって承認

*1 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202505_05.pdf



を得るという手続きを経ています。メラニン生成を抑制する成分として、ビタミンC(アスコルビン酸)誘導体がよく用いられます。また、色素沈着の予防・改善を目的に、大手化粧品メーカーはメカニズム研究を行ったうえで独自の有効成分を開発して、いわゆる美白化粧品を上市しています。

抗シワ化粧品

歳を重ねてもいつまでも若々しく健やかでありたい——誰もが願うことですね。超高齢社会を迎えているわが国では、活動的なシニア世代も多く、見た目を若々しく保つという化粧品の役割も重要視されています。なかでもシワ、弛みなどの形態的な老徴は年齢を重ねると気になってきます。化粧品でできること、薬用化粧品でできること、医療として行われること、それぞれレベルが異なります。

化粧品の効能56項目については連載第1回^{*2}で述べましたが、その中で「(56)乾燥による小ジワを目立たなくする」という効能が認められています。保湿スキンケアにより角層を柔軟に保ち、その結果として小ジワの発生を防ぐというものです。ただし、各々の化粧品の保湿効果に依存することから、効能評価試験を実施して効果を確認したうえで表示するというルールで運用されています。

一方で、角層を越えて表皮以下の生きている組織に働きかけてシワを改善する有効成分が開発され、シワ改善を標ぼうする薬用化粧品に配合されているものもあります。現時点では、ニールワン[®]、レチノール、ナイアシンアミドの3成分が該当します。このようにシワを対象としたものも化粧品と薬用化粧品で違いがあることを認識してください。法令などでは明記されているわけではありませんが、化粧品は死んだ細胞から構成される角層に作用するもの、角層より深い部位の表皮以下の生きている細胞に働きか

けるものは薬用化粧品、ととらえると理解しやすいかと思います。もちろん、有効成分はそれぞれ作用する標的にまで浸透していくことが前提となります。

私事で恐縮ですが、私は角層の研究に長く従事してきました。角層は確かに細胞生物学的には死んだ組織なのですが、さまざまな酵素が絶妙に働いて恒常性を維持しています。すなわち「角層は活きている」のです。うるおいが低下するとその働きが損なわれますが、保湿スキンケアは角層酵素が働きやすい環境を与えて、健やかな肌作りに貢献します。

残念ながら、弛みなどの大きな形状変化となると化粧品ではなかなか根本解決には至らず、美容医療などの医師による施術に委ねられています。ただし、メイクアップにより深いシワを目立たなくすることが可能であることを添えておきます。

スキンケアの多様性

主なスキンケア化粧品について解説してきましたが、どのように使うのかもとても大切です。日本では、洗顔後に化粧水→乳液の順に塗布し、必要に応じてクリームや美容液を用いるという美容ステップが最もポピュラーです。しかし、バリエーションがあることは言うまでもありません。複数のアイテムを用いる喜びもありますが、多機能を1つのアイテムで実現するいわゆるオールインワン化粧品は、“タイパ”を求める人には重宝しますね。化粧品は医薬品とは異なり、用法・用量を規定するものではありませんが、メーカーはそれぞれどのように用いるのが最も効果的で安全に気持ちよく使ってもらえるか研究しています。ぜひ、お勧めの美容法と一緒に化粧品を選んでください。

^{*2} https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202504_05.pdf

第133回

消費者教育 実践事例集

群馬県委託事業「消費者被害防止のための 地域見守り力アップ講座」に取り組んで

舟木 諒 Funaki Ryo 弁護士

特定非営利活動法人 消費者支援群馬ひまわりの会 理事・事務局長

特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会^{*1}（以下、当会）は、群馬県が2023年度から新たに実施した「群馬県消費者被害防止のための地域見守り力アップ講座」（以下、講座）の業務委託を受けて、同年度および2024年度の2年間、講座の企画運営に当たりました。

適格消費者団体認定更新に当たっての 新しいチャレンジ

県による講座業務委託募集が行われたのは、当会が適格消費者団体認定後5年を経過し、さらに向こう6年間の認定更新に取り組もうとしていた2023年の春でした。

県の講座業務委託募集要領によると、同業務の目的は、高齢者や障がい者、認知症等判断力が不十分な人々（以下、高齢者等）を守るため、講座の企画・運営の委託により、効率的に見守りの担い手を育成し、地域の見守り力を向上させ、消費者安全確保地域協議会（いわゆる地域見守りネットワーク。以下、地域協議会、または見守りネットワーク）の設置を促進することでした。まさに適格消費者団体の活動の趣旨にかなった事業で、認定更新に取り組むなかで、新しい事業にチャレンジしていくという意義があるものとして理事会の承認を経て、応募しました。

応募の背景には、9年間を限度とした県の適格消費者団体設立促進補助金が2022年度で終了したとの事情もありました。

県内における地域協議会設置促進の意義

県は、第3次群馬県消費者基本計画（2024～2028年度）の施策の中で、県内の市町村等における地域協議会の設置を2自治体から5自治体とするよう具体的な目標を掲げています。

消費者をめぐる状況では、2023年度の60歳以上の契約当事者からの消費生活相談は、前年度に比べて増加し、全年齢に占める割合も43.1%と高い水準にあります^{*2}。また認知症高齢者は、訪問販売や電話勧誘販売による被害にあいやすく、事業者が勧めるまま契約したり、買い物を重ねたりする傾向があります。さらに、認知症高齢者の消費生活相談では、多数が本人ではなく、家族など周囲の人からの相談です。消費者被害防止のため、地域の見守りが欠かせません。

当会は、県の委託を受けたことから、県の地域協議会の設置促進施策に協力する立場で、講座の準備を進めました。

埼玉での取組を参考に、当会専門家の協力で講座を実施

講座の企画、運営については、埼玉消費者被害をなくす会から消費者被害防止サポーターを対象とした講座について情報共有いただき、参考にしました。

群馬での講座は、全体で2時間のうち、前半40分または50分間を講義、後半1時間をグループ交流での事例研究と参加者によるロール

^{*1} 1992年に「サラ金被害者の会・桐生ひまわりの会」として発足。2018年2月に適格消費者団体として認定、2024年2月2日に認定更新。令和7年度消費者支援功労者表彰 内閣府特命担当大臣表彰を受ける

^{*2} 群馬県「令和6年度消費者行政の概要（令和6年度消費者施策と令和5年度実績）」（第4章 群馬県内の消費生活センターにおける令和5年度消費生活相談の状況）<https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/640444.pdf>

プレイングを取り入れました。講師には、弁護士、司法書士である当会の検討委員に協力を求めました。

前半の講義(写真)では、前述の、高齢者等の消費生活相談の状況、特に認知症高齢者の状況に触れたあと、消費者被害にあった人が適切な相談機関につながりにくい状況があること、地域の見守りが重要であること、消費者契約法等により契約が無効となる場合があること、消費生活センター(188)への相談を促すことが有効であることなどを説明しました。また、地域協議会を設置することで、高齢者等の個人情報なども見守りネットワークの団体間で共有できること等が大きなメリットとなることを解説しました。

写真 講義のようす



後半の事例研究では、消費者庁の「高齢者・障がい者の消費者トラブル見守りガイドブック」を活用して、被害者役、事業者役、見守り役、ナレーター役などの役割を参加者が演じ、意見交流をしました。参加者同士で話し合う時間を設けたことが、講座の満足度を高める結果に結び付いたようでした。

受講者から、見守りネットワークの大切さ 実感の声

2024年度の講座は、県が選定したみどり市、おうら邑楽町を対象に、5会場で開催し、地域の見守り組織、生活協同組合、地域包括センター、社会福

祉協議会等の関係者など、44名が参加しました。

参加者からは、

- ・消費者契約法について初めて知ったことばかりだった。知識があると困ったときに泣き寝入りしないですむので、情報を広めることも大切だと思った
- ・見守り活動の結果等について、情報交換、共有することで防止につながると思った。情報共有の大切さ!! ネットワークの大切さ!! 関係機関に伝えることが次の解決、防止につながる!!
- ・30～50代の若い人にも聴いてほしいなどの感想、意見が寄せられました。

見守りネットワークに関するアンケートでは、「以前から内容も含め知っていた」との回答が23.7%、次いで「知っていたが内容まで知らなかった」が50%、「今回初めて知った」が10.5%と、6割が内容までは知らなかったとの結果でしたが、講座により周知ができたものと思います。また、見守りネットワークの必要性については、「自分の地域にも必要と思った」が73.7%、「必要とは思うが、課題あり」が23.7%、一方で「必要とは思わない」の回答はありませんでした。参加者には、地域協議会の設置は難しい側面もあるが、必要である、と感じていただけたようでした。「(見守りネットワークを)もっと増やしていく必要性を感じた」との感想を寄せた人もいました。

講座を実施した自治体の中で、邑楽町が2025年4月1日に地域協議会を設置しました。当会は、今後も県や市町村の要請に応じていくとともに、消費者被害防止、見守りネットワーク設置への協力活動を継続してまいります。



松原 仁 Matsubara Hitoshi 人工知能研究者

京都橘大学工学部情報工学科教授。公立はこでて未来大学特命教授。元人工知能学会会長、前情報処理学会副会長。著書に『AIに心は宿るのか』（集英社インターナショナル、2018年）『やさしくわかる！文系のための東大の先生が教えるChatGPT』（ニュートンプレス、2024年）など

教育とAI

進歩したAIは我々人間の教育に大きな影響を与えと考えられます。連載の最後に、AI時代の教育について考えてみましょう。

AIの進歩

何度も書いてきたようにここ十数年のAIの進歩には目覚ましいものがあります。

1950年代に始まったAIの研究開発は人間のような高度な知能をコンピュータに持たせようとしてずっと頑張ってきたのですが、しばらくの間、人間にはまったくかないませんでした。2006年にディープラーニングという機械学習の技術が提唱されてから、AIはいろいろなことが人間並みにあるいは人間以上にできるようになってきました。例えば、人の写真を見せてそれが誰かを識別する能力は我々を超えています。肺のレントゲン写真を見て異常がないかをチェックする能力は専門医を超えています。将棋や囲碁はトップレベルのプロ棋士よりもはるかに強いです（囲碁は互先^{たがいせん}という互角の勝負ではまったく歯が立ちません。ハンディ^{にんし}が二子でも厳しく三子^{さんし}ならなんとか勝負になるレベルです）。これら以外でも、さまざまな領域でAIが人間並み以上の能力を発揮できるようになりつつあります。

このような状況で、人間は進歩したAIとどうつき合っていくべきかを考えないといけません。かつては、そろばんなどを使って計算を速く正確にできる人が重宝されましたが、ある時期から計算はみんな電卓に任せています。AIの時代に、人間は役割分担として何をすべきかが問題になっているのです。

教育を変える 英語教育の例

これまで人間が担ってきたことをAIが担えるようになりつつあります。この傾向はこれからさらに強まっていくと思われます。AIの英語能力は990点満点のTOEICで優に950点を超えています。日本人の平均が600点なのでAIのほうが平均的な日本人よりもはるかに英語ができるのです（ちなみに筆者よりもかなり高い得点です）。英語と日本語の翻訳も間違いがゼロとはいいませんが、（文学作品などは別として）十分に使えるレベルに達しています。近い将来スマートフォンで外国人と日本語で話ができるようになると思われます。こういう状況で英語の教育はどうあるべきでしょうか。もちろん、AIがいくら進歩しても人間同士が直接コミュニケーションすることはとても大きな意味があります。できないよりはできたほうがいいに決まっています。日本の学校では（今は小学校から）かなりの時間を取って英語を教えています。授業時間が限られていて勉強すべき事項も増えている（例えば、AIリテラシーなども教える必要があります）なかで、今までどおり英語の授業時間を確保する必要があるかを検討すべきだと思えます。英語をまったく教えなくてよいというのは極端ですが、時間数を減らすという選択肢は十分にあり得るでしょう。

子どもに何を教えるべきか

読者のほとんどの皆さんはスマートフォンをお持ちだと思います。多かれ少なかれスマートフォンに頼った生活をしているはずです。

昔は仕事や日常生活に関係する電話番号のいくつかを記憶していましたが、今は記憶している電話番号をいくつ言えますか。また、読める漢字は減っていなくとも、手書きできる漢字は大

幅に減っているかもしれません。来週の予定は覚えていますか。食事の割り勘の計算は暗算でできますか。かなりの部分をスマートフォンに頼っている人が多いのではないのでしょうか。これらのことをもって人間の能力が衰えたという主張もありますが、筆者はその主張は当たらないと思います。コンピュータやAIに任せられることは任せてしまって、人間はもっと大事なことに集中すればいいのです。記憶では人間はコンピュータにかないません。記憶力もないよりあるに越したことはないですが、スマートフォンに聞けば分かることを覚えていても仕方ないという見方もあるでしょう。入学試験で英単語の綴りや漢字の書き取りをする意味があるのかも考えなくてはいけません。入学試験といえば、AIは日本で最も難しいといわれる東京大学の理科三類(医学部)で合格点を取っています。AIの能力がここまできたときに、人間の能力を調べるための入学試験で今のような問題を出し続けるべきなのかも考える必要があります。

もっとも、人間は何も記憶しなくていいかといえさうではありません。何かを考えるには考えるための材料が必要です。考える度にすべての材料をゼロからAIに教えてもらうのではまともに考えることができません。考えるために少なくとも最低限の知識を記憶している必要があります。どういう知識がどれくらい必要なのかを見極めていかないとはいけません。

人間に求められる能力

AIが進歩していろいろなことをしてくれるようになった時代に、人間に求められる能力は何でしょうか。それは「**自ら考えて数多くの選択肢の中から適切なものを選択する力**」だと思います。もちろん、これはAIの登場の前から大事な能力だったのですが、AI社会においてはとても大事です。あえて言えば人間の果たすべき役割はこれしかありません。AIが助けてくれることによって多くの情報が得られます。その情報を適切に取捨選択して何をすべきかを決めて実行

し、その実行の結果に対して責任を取る、というのが人間の役割になります。あなたに何か解くべき課題があったときに、AIや他人に聞けばいろいろな解決策を提案してくれます。それらの解決策の中から何を選ぶかは、あなたが決めないといけません。選ぶのは自分です。AIや他人のせいにははいけません。選んだのは自分なので、その解決策を実行してうまくいったとしても失敗したとしても、自分で受け止めなくてははいけないのです。

AI時代の教育

「自ら考えて数多くの選択肢の中から適切なものを選択する力」を培うにはどうすればいいでしょうか。当たり前のことですが、簡単ではありません。従来、「考える力」は重要な能力でした。今は、ともすればAIの示した選択肢を考えることなく受け入れがちになっています。成功すれば自分が優秀なためで、失敗すればAIを含めたまわりが悪いせいにするという傾向が強くなっているのではないのでしょうか。自分で決断し、その決断に責任を取る(当たり前のことを当たり前にすること)ことがAI時代にはますます求められます。そのためには子どもの頃から自ら考える習慣を身に付ける必要があるでしょう。では、そのためにどうすればいいかと問われると、「本をたくさん読みましょう」と答えています。「一定以上のボリュームのある本を読み通すことの積み重ねが、考える習慣につながる」というからです。これは個人的な体験に基づいています。最近はスマートフォンで短い文の読み書きに慣れてしまって、長い文章を読んだり書いたりする経験が乏しくなりがちです。そうすると中長期的なことを考えられずに、短期的なことしか考えられなくなってしまいます。

ぜひ本を読んで、自分の中長期的な未来について考えましょう。

これで連載は終わりになります。おつき合いいただきありがとうございました。

未成年者契約の 取消しを通知した後に 商品が滅失した場合は？



相談者の気持ち

未成年の息子が、私(親)に内緒で原動機付き自転車を購入していました。支払い請求がきて契約を知り、販売店に未成年者契約の取消しの連絡をした後、息子が事故を起こし廃車になりました。商品がないと契約の取消しはできませんか。

小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省(現経済産業省)などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



未成年者が法律行為(契約)をするには、その法定代理人(親がいる場合は原則として親)の同意を得なければならないとされています(民法5条1項、以下、条文番号はすべて民法)。そして、法定代理人(本件では親)の同意のない契約は、取り消すことができる(同条2項)とされています。

本件の場合、相談者は販売店に未成年者契約の取消しの連絡をしていますので、既に問題の契約は取り消されています。

本件では取り消した時には商品はまだ存在していましたが、商品が存在していたかどうかは取消しの効力には影響しません。

しかし、契約を取り消した場合、契約の当事者は、互いに原状回復の義務を負います(121条の2第1項)ので、息子は商品を販売店に返還し、販売店は受け取った代金があれば、代金を返還する義務を負います。

もっとも、取消し後に商品である原動機付き自転車は廃車になり、息子は商品を返還することができず、債務不履行状態になっています。そのため、販売店が代金を受け取っていたとしても、代金の返還を拒否することができます(533条)。

本件では、そもそも代金は請求があっただけでまだ支払われていませんので、息子の商品返還義務だけが残るわけです。親が契約を取り消

したので、代金の支払義務は消滅しています。

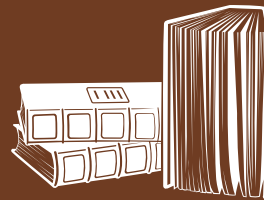
一方、息子が商品返還義務を履行できなくなったのは、息子が事故を起こしたためであり、息子には少なくとも過失がありますので、販売店は息子に対し、不法行為による損害賠償(709条)を請求することができます。個別の事情によっては、過失相殺の余地もあり得ますが、本件の場合、損害賠償額は商品の価値に相当する額、すなわち原動機付き自転車の代金の額ということになります。しかし、息子にはそのような高額の商品の代金額を支払う財産はないのが通常です。

そこで、親の責任が問題になります。

親は子がした契約の取消しをしていますが、そもそも親は、子が未成年の間は、親権者として「子の監護(中略)義務を負う」(820条)とされ、子が第三者に対して不法行為により損害を与えることがないように監督する義務を負います。

つまり、本件のように子が返還義務を履行することができなくなるとする義務を負い、本件ではその義務を履行できなくなったので、親権者としての監督義務を怠ったという意味で、親も販売店に対して不法行為責任を負います。

すなわち、販売店は親に対して代金額に相当する額の支払いを求めることができ、親が支払いを拒んだ場合には、遅延損害金も請求することができます。



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

マルチ商法の仕組みで出資勧誘に関わった者らの損害賠償責任が認められた事例

イギリスのブックメーカーに出資しあるいは賭けを行って利益を上げられるとするマルチ商法の仕組みで出資勧誘を受けて出資したXらが、勧誘した者、上位者、動画をSNSに配信した者らに対して損害賠償請求をした事案について、一審判決が、勧誘した者、動画を配信した者、勧誘した者の上位者に責任を認めたものの、組織図上の上位者というだけでは勧誘した者の上位者という関係にあるとは限らないとして責任を否定したところ、一審判決を変更してその責任を認めた事例（東京高等裁判所令和5年5月17日判決、LEX/DB）

控訴人 1 名・被控訴人 23 名（一審原告）：X ら 24 名（消費者）
控訴人 5 名・控訴人兼被控訴人 2 名・被控訴人 2 名（一審被告）
：Y ら 9 名（勧誘した者、上位者、動画を配信した者ら）

事案の概要

1 D9商法の概要

D9商法（以下、本件商法）とは、ブラジル法人であるというD9Club（以下、D9）がイギリスの著名なブックメーカーに出資したり賭けを行ったりして莫大な利益を上げるなどという、マルチ商法の仕組みでD9への出資を募るものである。出資者には、概ね26万6,000円に対して毎週170米ドル（当時の為替レートで週利約8%）の配当のほか、各種の紹介ボーナスが支払われるとされていた。

X 1 からX 44は、Y 1 からY 33に対し、各々を直接勧誘した者、その上位者、勧誘に係る動画をSNSなどで配信した者、この商法への登録事務手続を担当した者、出資金の送金先となった者らに対し、損害賠償請求をした。

2 原判決（参考判例①）の概要

(1) 本件商法について

本件商法は週利約8%の収益を恒常的に上げ続ける必要があるものであり、マルチ商法の仕

組みを用いていることから加入者が次々と増大していくことが予定されているところ、このような配当を超える極めて高率の利益を投資によって恒常的に得るといようなことは通常困難であり、特段の事情がない限り、本件商法が出資者に対してそのような配当を支払い続けることは不可能であったと認めるのが相当であるとしたうえ、利益を上げることができるとのYらの主張に対しては「運用の仕組みの詳細が明らかにされない以上、特段の事情は認められない」とした。

(2) 勧誘者等の責任について

本件商法への出資に向けて勧誘する者は、勧誘を受けた相手方を大きな危険のある商法に巻き込もうとするものであるから、勧誘する相手方の利益保護のために、信義則上、本件商法の安全性や出資する資金保全の確実性に関する裏づけとなる合理的な根拠を調査する注意義務を負うとして、その義務を怠った勧誘者の不法行為責任を認めた。

また、勧誘する内容の動画をSNSなどで配信



した者については「当該勧誘者が直接的に対面して勧誘していなくとも、その言動が閲覧者の投資判断に影響を与え、投資意欲を喚起する点で何ら異ならない」として同様の注意義務を認めた。

(3) 上位者の責任について

ア. グループ上位者の責任

本件商法がマルチ商法の仕組みを用いていることなどから、「上位者は連鎖的に出資者が拡大していくという本件商法の性格を認識していたといえるから、自らが直接の下位者を勧誘した時点で、当該下位者及びその更に下位者を通じて出資者が拡大していくことを予見することができたといえる。すなわち、上位者は、直接の下位者を勧誘して、当該下位者に本件商法の勧誘のノウハウを与えることにより、その時点では未だ勧誘を受けていない潜在的な出資者をも危険に直面させたといえることができる」「したがって、このような上位者は、下位者の勧誘によって本件商法に出資する意思を有するに至った第三者が危険な取引を行って損害を被らないよう、本件商法の安全性について十分な調査、検討を尽くし、本件商法が安全なものと確認することができない場合には、自ら勧誘行為をしないとともに、下位者による勧誘行為をやめさせるなどの適切な措置を執る義務を負っているといえるべきである」「したがって、上位者が上記義務を尽くさなかった結果、下位者に勧誘された第三者が本件商法に出資した場合には、上位者の直接の下位者に対する勧誘行為と第三者が出資したことにより生じた損害との間に相当因果関係が認められ、上位者は、当該第三者に対し、不法行為に基づく損害賠償責任を負うといえるべきである」などとして責任を認めた。

イ. 他のグループの上位者の責任

ただし、「組織図の上では当該第三者の上位者になっていたとしても、投資を決めた第三者が誰の下位者となるかを自由に選べるため、組織図上の上位者が勧誘した下位者及びこれに続く

下位者によって勧誘された者であるとは限らないことが認められる。したがって、単に組織図上の上位者というだけでは、実際にも上位者であることが当然には認められないといえるべきである」として、勧誘による連鎖で実際に連なっている上位者でない場合の責任は否定した。

(4) その他の関与者について

本件商法への登録事務手続きを担当した者、出資金の送金先となった者の責任については、Xらが投資判断を行った後に関与したに過ぎず、判断過程に影響を与えていないとして不法行為責任を否定した。

(5) 過失相殺について

Yらの本件商法についての調査・検討を十分に行わないまま第三者を巻き込んだ過失は、Xらの過失と同質のものであり、同質の過失の競合によって生じた損害であるから過失相殺として考慮するのが^{こゝへい}衡平に合致するとして、50%の過失相殺を認めた。

3 控訴審

原判決に対して、Xらのうち1名、Yらのうち7名が控訴した。本判決は、基本的には原判決の判断を支持し、上位者の責任について原判決が否定した争点(上記2(3)イの部分)については、原判決を変更して責任を肯定している。以下、この点を取り上げる。



理由

本判決は、上位者、動画を投稿・配信した者らの責任について、次のような考え方に基づいて認めている。

本件商法は経済的合理性に反し早晩^{は たん}破綻し、いずれかの時点以降の出資者に不可避免的に損害を与えるものであるとの疑念を抱くのに十分な事情があった。「そうであるにもかかわらず、本件商法についてその利点のみを強調する、又はD9への出資に肯定的な評価を述べるなどして、客観的にみた場合にD9へ出資するとの意思形成に影響を与える程度の働き掛け(以下、本件働



き掛け)をすることは、本件働き掛けを受けた者に対して本件商法に出資する動機を形成させ、自ら予期した投資としてのリスクに見合わない財産的損害を生じさせる危険性を高めることになるのであるから、本件商法の仕組みをその宣伝内容の程度まで理解している者は、主観的には本件働き掛けを受けた者に出資をさせる積極的な意図まではなかったとしても、客観的にみて本件働き掛けと評価されるような行為を行っている以上、当該行為者において、本件働き掛けを受けた者の本件商法に対する出捐の意思形成に影響を与えているものと認識し、又は少なくとも同影響を与えていることを認識し得たといえることができる。そして、本件商法の仕組みを踏まえると「本件働き掛けを行った者は、そもそも他者に対して本件働き掛けと評価されるような行為をしてはならない注意義務を負っているというべきであるし、本件働き掛けをしたと評価される行為を行った者は、少なくとも本件注意義務に反した過失があるから、本件商法の破綻によって本件働き掛けを受け出捐した者に生じた損害を賠償する責任を負うものと解するのが相当である」。

次に、上位者が直接勧誘行為を行ったとは限らないとして原判決が責任を否定した点については、次のような考え方から責任を認めた。

初めてD9への働き掛けを受けた者は勧誘者よりも情報に乏しいのであるから、勧誘者とまったく無関係のものを自発的に上位者を選ぶということは通常考えられず、勧誘者の指示によって上位者を決めるという実態にあるものと合理的に推認することができる。また、勧誘者が誰かを上位者に指名するときは、勧誘者側にそれによる利益があるからそのような指名をするものと考えられるところ、下位者が増えるだけ紹介報酬が増えていくマルチ・レベル・マーケティング(以下、MLM)の仕組みの下では、勧誘の連鎖をたどる上位者を上位者として指名させるのが通常であると合理的に推認することがで

きる。そして、上位者は具体的にどのような経緯で自らの下位者に位置づけられたかまでは把握していないとしても、第三者が自由に上位者を指名することができ、組織図上の下位者が形成され増大していくことによって紹介報酬が増加していくという仕組みを認識・受容して本件商法に参加している以上、勧誘者の働き掛けによって下位者が位置づけられること、さらにその下位者以下のものが働き掛けの連鎖により本件商法に投資し、損害が発生し得ることを認識すべきであったといえる。

なお、本判決のその他の論点(登録事務手続を行った者等の責任、過失相殺等)についての判断は、原判決と同じである。

解説

D9商法は、形式的にみれば、投資話を商材とする商法で、それを連鎖販売取引の手法で拡散するものであることから、投資型マルチあるいはモノなしマルチということになる。このような商法の被害救済をする場合、実務的には不法行為に基づく損害賠償によっている。被害の現実的な救済のため、主宰者や直接の勧誘者だけではなく、勧誘者の上位者らを含めて幅広く関与者の責任追及が検討されている。

違法性としては、当該商法は投資取引を装っているがその実質はなく、法的に許容できるものではないとして、勧誘する者や関与者の注意義務を問題にするところがポイントとなる。そのため、連鎖販売取引の要件に該当するかどうかという点は直接の争点とはならない(連鎖販売取引以前の問題として、商法自体が違法であるということである)。この場合、運用実態がないという事実を証拠に基づいて証明することは、刑事事件の記録が入手できる等の事例は別として、通常は困難である。そこで、当該商法が投資取引の実質を備えたものか、それとも投資まがいの取引であるかなどの基準で判断する考え方が示されている。例えば、**参考判例②**は、FX



の自動売買システムによるマルチ型投資ファンド取引への出資の勧誘事案であるが、運用益が継続的に月3%ないし5%になるということ自体、経済的合理性に反するとしており、この考え方を踏まえた主張がとられている。

以上の考え方を前提として、勧誘者、上位者、その他関与者らの責任を追及している。そして、販売元や運用元は所在が不明であるとか、実在そのものが不明である場合もあるので、把握できる範囲で幅広く訴える方針がとられている。

そして、勧誘する者に、取引の安全性について調査すべき義務があるという注意義務を主張している。そうした注意義務の肯定例として、前記の**参考判例②**や**参考判例③**(アービトラージ*を利用した運用により元本は保証されて恒常的に利益を上げられるなどの出資勧誘事案)などがある。

一般的に言えば、直接の勧誘者よりも被害者との関係が間接的になればなるほど、責任の根拠づけが問題になってくる。本判決は、勧誘ではなく「働き掛け」という概念を用いて判断している。勧誘の概念は一義的ではないが消費者契約法の場合は**参考判例④**があり、不特定多数の消費者に向けた働き掛けであっても個別の消費者の意思形成に直接影響を与えることもあり得るとして、一律に消費者契約法12条1項・2項の勧誘に当たらないとすることはできないとされた。本判決は、この意味での勧誘(消費者の意思形成に直接影響を与えるもの)より広い概念として「客観的にみた場合にD9へ出資するとの意思形成に影響を与える程度の働き掛け」をする場合の注意義務を問題にしていると解される(Xらは勧誘があったと主張しているが、本判決は「Xらは本件働き掛けを含めて『勧誘』と主張しているものと解される」と判示している)。そして、一審判決の上位者の責任を否定した部分を変更している。

マルチのシステムは多様であるが、本件はバイナリー方式に関する事案である。バイナリー

方式では、1人が2人ずつ下位に配置する。この結果、2の累乗のピラミッド型に拡散していくが、新たな参加者をどの位置に配置するかについて、参加者が決定する場合には勧誘した者とは無関係の位置に配置されることが起こり得ることになる。一審判決はこれを理由に、単に組織図上の上位者というだけでは責任を認めていない。これに対して本判決は、まったく無関係の者を自発的に上位者を選ぶことは通常考えられず、勧誘者やその関係者の指示によるものと合理的に推認できるなどとしたうえで、勧誘者の働き掛けによって下位者が位置づけられること、さらにその下位者以下のものが「働き掛けの連鎖により」本件商法に投資し、損害が発生し得ることを認識すべきであったとして、責任を認めたものである。損害賠償請求するに際して、誰が誰の上位者であるとか、誰が誰を勧誘したかなどを調査すること自体困難であることが多い。本判決は、勧誘者側に報酬が増えるMLMの仕組みなどから、上記のとおり合理的に推認できるとしたもので、被害救済の実務的な面からみて意義は大きい。

以上、本判決は、マルチ商法の仕組みを利用した投資勧誘事案で、直接勧誘した者ではない上位者の責任を認めた重要な先例である。なお、類似の事案として**参考判例⑤**があり、上位者の責任が認められている。

参考判例

- ①東京地方裁判所令和3年11月26日判決 (LEX/DB33931)
- ②東京高等裁判所平成26年7月11日判決 (判時2240号62ページ)
- ③東京高等裁判所令和3年7月19日判決 (先物取引裁判例集84巻287ページ)
- ④最高裁判所平成29年1月24日判決 (民集71巻1号1ページ)
- ⑤東京地方裁判所令和5年1月11日判決 (LEX/DB25597246)

* 価格差を利用して利益を上げる取引(裁定取引)

生活再建のための 債務整理

岩重 佳治 Iwashige Yoshiharu 弁護士

1958年東京都生まれ。東京弁護士会所属。1997年、弁護士登録。多重債務や子どもの貧困、学費と奨学金問題に取り組む。国民生活センター客員講師

はじめに

債務整理が必要なほどの負債を抱える事情は多岐にわたり、その背景には事案ごとに様々な問題があります。債務整理それ自体は、返済ができない負債の処理を直接の内容としますが、その目的は債務者の生活の再建にあります。

ひと口に経済困難といっても、精神面も含めた病気や障害によるもの、就労困難な事情によるもの、家庭環境や生育環境によるものなど様々であり、債務整理の作業をする際にも、本人の精神的、身体的状況、社会的状況、価値観などに応じて、求められる支援の内容や方法は異なります。同じケースは1つもないといっても過言ではありません。

したがって、相談に際しては、表面的な負債の原因、負債額、返済能力等の把握にとどまらず、相談者の話によく耳を傾け、話しやすい状況を作りながら、信頼関係を築く必要があります。一見、無関係のように思われる会話から、債務整理を行ううえで重要な事実が判明することもあります。

また、債務整理で負債の処理ができたとしても、それだけでは生活の再建につながらないケースも多くあります。そのようなときに、生活再建のための諸制度についての基本的な知見を持っていると役に立ちます。

生活再建を支える様々な制度

生活再建を支えるための公的制度、民間の支援制度は多岐にわたり、その主体も、国、自治体から、民間の支援団体まで様々です。以下は、債務整理の現場で比較的良好に利用が検討されるものです。

1. 生活保護

(1) 生活保護とは

生活保護は、憲法25条が保障する生存権（「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」）を実現するための制度です。

生活保護の利用条件はとてもシンプルです。厚生労働省が定める基準で決められる「最低生活費（生活するために最低限必要な費用）」より世帯の収入が少ない「要保護状態」にあれば、差額が生活保護費として支給されます（ただし、すぐに換金できる資産がないなどの条件があります）。

年齢制限はありません。若くて健康な人でも、仕事が見つからない、または収入が最低生活費を下回れば対象になります。年金や手当があっても、最低生活費以下の額であれば差額が支給されます。親族の援助（扶養）は生活保護の要件ではなく、実際に援助があった場合に、その分だけ保護費が減らされます。親族が扶養を強制されることもありません。親や兄弟姉妹などに、援助ができるか問い合わせる扶養照会については、要保護者からの聴取によって扶養義務の履行が期待できないと判断された場合には、扶養義務者に対する直接請求はする必要がないとされています。

日本国籍の人は、居住地の役所（福祉事務所）で保護を受けることができます。ホームレス状態など、住む場所が定まっていない場合は、今いる場所（現在地）で保護を受けることができます。その場合、新住居の敷金等や布団・家財道具代の支援もあります。

(2) 違法・不当な対応についての相談

生活保護は、生存権を実現するために不可欠

の制度ですが、残念ながら、申請窓口で正しい対応がされなかったり、申請窓口の担当者による申請の受付拒否や正しくない説明をして追い返すなどの行為により、申請を諦めてしまうケースがあります。「若くて働けるから保護は受けられない」「借金があるから保護は受けられない」「まずは両親に面倒をみてもらえばよい」「家のない人はまず施設に入ってもらおう」などはいずれも違法な対応であり、正しくないことを言って申請を受け付けず、相談で追い返すこと自体が違法です。「要保護状態」であるのに保護が受けられない場合は、対応に問題がある可能性があります。

そのような場合には、生活保護の相談窓口のある弁護士会もありますので相談してください。

(3) 債務整理と生活保護

債務整理と生活保護についての留意点についてお話しします。

- 借金のある方が生活保護を受ける場合、保護費は最低生活費を確保するものなので、借金の返済に充ててはいけません。保護費から借金を返済すると、その穴埋めのために新たな借り入れをすることになりますが、生活保護受給中にした借金は収入とみなされるため、福祉事務所がこれに気づかずに余分に支給した保護費は、後日、返還を求められます。この保護費の返還請求権は、自己破産においても免責されない非免責債権なので、注意が必要です。

借金のある方が生活保護を受ける場合には、借金を放置せず、速やかに自己破産等を行うことが必要です。

- 経済的に困難な状況にある個人は、自己破産等の費用を捻出するため、法テラス（日本司法支援センター）の援助を利用できる場合があります。収入等が一定の基準を満たす場合、法テラスが弁護士費用や実費等を立て替え、被援助者がこれを法テラスに割賦で償還する制度ですが、援助開始時に生活保護を受給している場合は、事件終了まで償還が猶予され、事件終了時に生活保護を受けている場

合には、申請によって償還の免除が可能です。なお、生活保護受給中の方については、自己破産で管財人がつく場合の管財人への引継予納金の援助を受けることも可能です。

法テラスの援助については、準生活保護受給者の立替金償還免除という制度があります。これは、生活保護を受けていなくても、資力（収入・資産など）が法テラスの資力基準の70%以下であり、今後の回復の見通しが立たない、回復する見込みが乏しい場合に、資料を提出して償還免除申請をし、認められると償還が免除されるものです。通常は、資力がないことを証明するために多くの資料が必要ですが、自己破産事件に関する特例があり、免責許可決定から2カ月以内に、破産申立書の写しと免責許可決定書を提出して申請することにより、簡易な手続で償還免除を受けられます。

2. 生活困窮者自立支援制度

仕事が見つからない、働きたくても働けない、家賃を払えない、住む所がない、社会に出るのに不安を感じるなど、生活に困っている方の相談を受け、一人一人の状況に合わせて、様々な支援を行うのが「生活困窮者自立支援制度」です。

社会保険制度・労働保険制度と生活保護制度との間に「第2のセーフティネット」を設けることで、包括的な支援体制を整えることを目的に導入されました。

以下のような支援があります。

・自立相談支援事業

支援機関の相談員が、相談者と一緒にその方に応じた具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

・住居確保給金の支給

就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付します。

・就労準備支援事業

一般就労に向けた日常生活自立・社会自立、就労自立のための訓練を行います。

・就労訓練事業

直ちに一般就労が困難な方に対する支援付き

の就労の場を設けます。

・家計改善支援事業

家計を把握することや、利用者の家計改善意欲を高めるための支援を行います。

・一時生活支援事業

住居を失った方に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供し、一定期間の見守りや生活支援を行います。

・生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業

子どもに対する学習支援、子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等を行います。

相談窓口は各市区町村に用意されています。

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付けと必要な相談支援を行う「生活福祉資金貸付制度」は、生活困窮者自立支援制度と連携して支援が行われます。相談と利用申請の窓口は、居住地の市区町村の社会福祉協議会です。同制度に基づく貸付けは、返済が猶予または免除される場合があります。

3. 精神保健福祉センターの利用

精神保健福祉センターは、心の健康の保持と向上を目的として、精神保健福祉相談を受けるとともに、心の病を持つ方の自立と社会復帰をめざして、社会に適應する力をつけるために指導と援助を行っています。その業務の一環としての精神保健福祉相談は、心の問題や病気で困っている本人や家族及び関係者からの相談を受けており、アルコール依存、薬物依存、認知症、うつ病等の精神疾患、精神障害者の社会復帰、ひきこもりなど、多岐にわたる相談を行っています。

多重債務に陥る方の中には、心の病から気持ちの隙間を埋めるために買い物を続けたり、ギャンブルやアルコール依存のために借金を重ねた方もいます。そのような場合、生活再建のためには、債務整理とともに、その原因となった問題への対応が必要となります。自己破産で裁量

免責*を求める場合にも、これらの問題に対応しているかが問われることがあります。医師やカウンセラー、自助グループなどの相談先等を自分で探せない方などには、地域の精神保健福祉センターへの相談を勧めることも必要です。

解決から傾聴へ

債務整理は、返済困難な負債を抱えた方の債務の負担を解消、軽減するために、様々な方法による「解決」をめざしますが、同時に、その背景にある問題に目を向けないままでは、本当の生活再建につながらず、手続も円滑に進まないことがあります。

病気や障害がある方の場合には、速やかに手続を進めること自体が負担になることがあり、負債を抱える過程で心の傷を抱えている方は、自己破産などで負債に至る経緯を説明する際などにも、過去の事実に向き合うことに痛みを感じることがあります。

債務整理においては、制度上、速やかに手続を進めることがとても大切ですが、無理に進めるあまり、逆効果になることもあり、対応に悩むことがあります。それでも、債務整理が本人のためのものであることに照らせば、その方の抱える事情に配慮した対応が必要で、難しい判断を迫られる事案が増えているように思います。

「解決」と同時に「傾聴」を重視した寄り添い型の支援の大切さを感じます。

一方、それらの課題に債務整理や自立支援に当たる相談員が対応するには限界があります。生活再建のための諸制度の検討・利用には、関係諸機関に相談し、協力を求めることが必要です。また、相談者の抱える多くの問題に目を向けることは、それだけ相談員の負担が大きくなることをも意味します。相談員の負担を支える体制を構築することもまた、今日の債務整理における課題だと考えます。

* ウェブ版「国民生活」2025年3月号30ページ https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202503_11.pdf



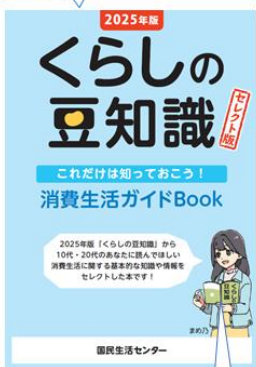
独立行政法人

国民生活センター

編集・発行

2025年版『くらしの豆知識 セレクト版』のご案内

『くらしの豆知識』に
若者向けのセレクト版が新登場！



A5判/64ページ

『2025年版 くらしの豆知識』の
紹介と試し読み版はコチラ➡

<https://www.kokusen.go.jp/book/data/mame.html>

QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

好評発売中！

定価330円(税込)



ポイント1

『くらしの豆知識』の新シリーズ！

国民生活センターの消費者トラブル対策本から
「これだけは知っておこう！」をコンセプトに
10代・20代の方に向けて内容を厳選しました。

ポイント2

消費生活ガイドBookとして再編集！

イラストやルビを追加し、QRコードによる補足
を多用するなど、読みやすさと視覚的な分かりや
すさを心がけました。

【編集・発行】

©2024 独立行政法人国民生活センター
〒108-8602 東京都港区高輪 3-13-22
TEL 03-3443-6215 (編集担当)